

福島県国土利用計画（第5次）の点検（案）

令和元年 10月

福島県企画調整部土地・水調整課

目 次

1	福島県国土利用計画（第5次）点検について	1
（1）	点検の趣旨	1
（2）	点検の方法	1
2	県土利用を巡る基本的条件の変化	2
（1）	東日本大震災や原子力災害などが県土利用に与えた影響	2
①	避難指示区域解除の進展等	2
②	生活圏、農用地、森林（生活圏）等の除染の進展	4
③	帰還に向けた生活基盤・産業インフラ整備の進展	5
（2）	人口減少と高齢化の進行	6
（3）	産業構造の変化	7
（4）	地球環境問題の深刻化	7
（5）	食料・資源・エネルギー問題の顕在化	8
（6）	土地利用に対する意識の変化	9
3	県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の状況	11
4	県土利用の状況（県土利用の基本方針）	12
（1）	復旧・復興・再生のための土地利用	15
（2）	土地利用の量的調整	20
（3）	土地利用の質的向上	22
①	災害に強い県土づくり	22
②	循環と共生を重視した土地利用	23
③	美しくゆとりある土地利用	24
（4）	地域の活力を支える土地利用	25
（5）	県土利用の総合マネジメントの推進	26
5	第5次計画点検のまとめ	27

1 福島県国土利用計画（第5次）点検について

（1）点検の趣旨

福島県国土利用計画は、福島県総合計画で示された基本方向を踏まえ、県土利用の有効利用を図ることを目的とした部門別計画であり、県土利用における指針となる計画です。第5次計画は、人口減少や土地需要減少等の社会経済情勢の変化に対応し、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐため、「持続可能な県土管理」に向けて、平成22年12月に策定されました。

現計画は、この第5次計画を、平成23年3月11日に発生した東日本大震災と、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害（以下「原子力災害」という。）からの福島県の迅速な復旧・復興・再生に向けて、平成25年3月に見直したものです。

基準年次は平成22年、目標年次は令和2年となっており、計画改定から6年が経過し、目標年次の到来を間近に控え、復旧・復興・再生に向けた土地利用の進展や、急速な人口減少と高齢化の進行などにより、県土の利用・管理のあり方についても、より安全で持続可能な県土を形成していく必要があるなど、県土を取り巻く社会・経済状況が変化してきていることから、新たな計画の策定が必要となっています。

このため、計画の改定に向けて、現行計画に基づく県土利用に関する施策や取組の達成状況を踏まえ、新たな時代の流れや社会情勢の変化を的確に捉え、改定に生かしていくため、現行計画期間の各データを基に、点検を行うものです。

（2）点検の方法

本県の土地利用は、東日本大震災と原子力災害の影響により、社会経済情勢が急激に変化したことから、復旧・復興・再生の状況など基本的な条件の変化を踏まえる必要があり、「県土利用の推移等に関する各種データ」、「市町村アンケート」、「県政世論調査」及び「庁内関係課における現状分析」を基に点検を行いました。

点検に当たっては、次期計画の策定に向けて、現行計画の「県土利用を巡る基本的条件の変化」について、東日本大震災や原子力災害などが県土利用に与えた影響や人口減少と少子高齢化の進行、産業構造の変化などの項目毎に、計画期間中にどのように推移又は変化したのかを把握し、現状として踏まえることとしました。

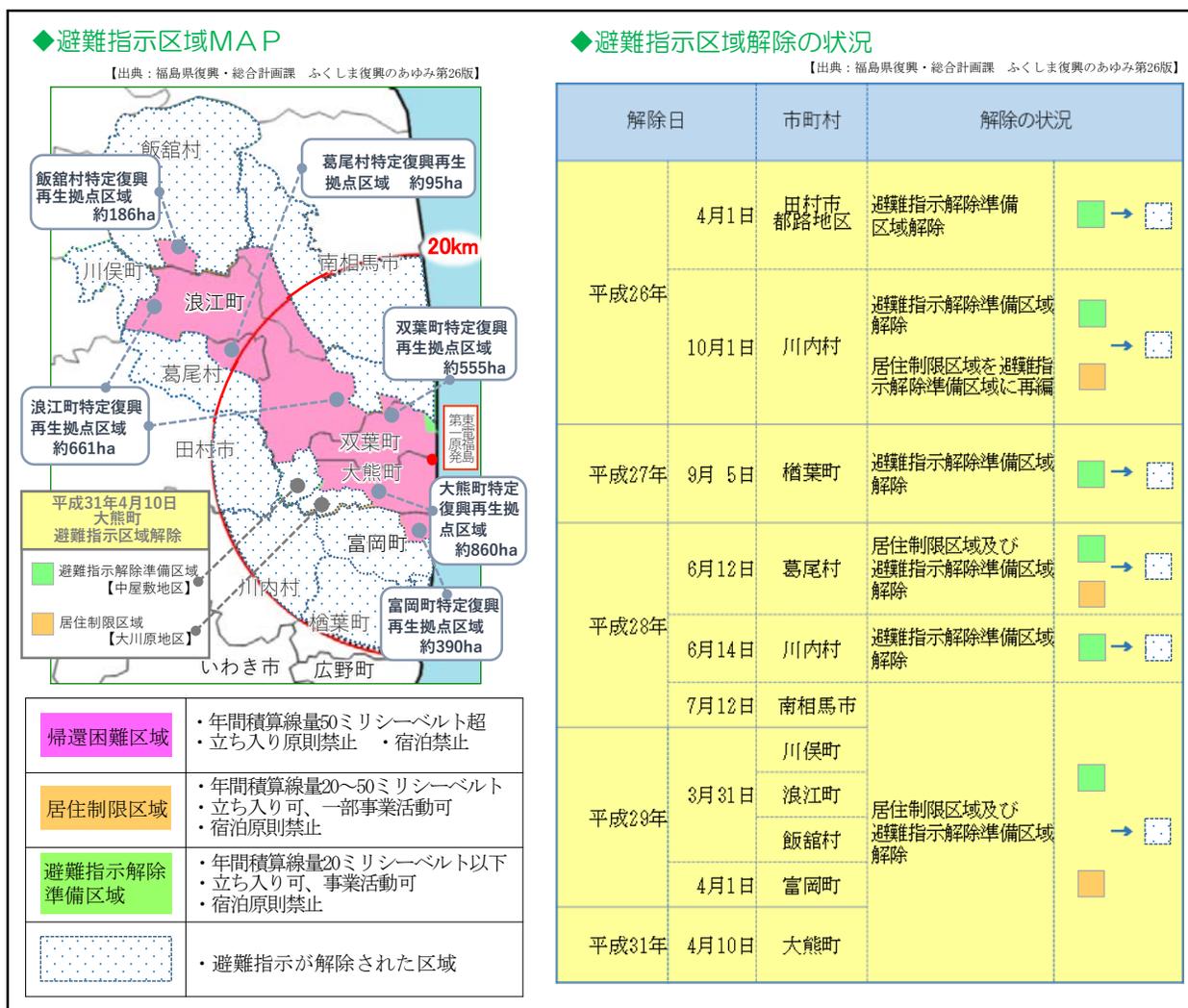
※ 点検に使用した各種データ等は、平成21年度から平成30年度までの10年間を基本として収集し、分析を行いました。

2 県土利用を巡る基本的条件の変化

(1) 東日本大震災や原子力災害などが県土利用に与えた影響 (避難指示区域解除の進展等)

【①避難指示区域解除の状況】

- ・ 帰還困難区域を除く避難指示区域の解除が進み、帰還困難区域においても、特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、除染・工事が始まるなど、避難地域の復興再生が着実に進んでいます。
- ・ 避難者数は、平成24年5月の16万4,865人をピークに減少を続けており、令和元年7月時点では約4万2千人の方々が避難を続けています。
- ・ 避難指示区域の面積は区域設定時（平成25年8月時）の約1,150km²から、平成31年4月時点で339km²となり、約811km²減少しました。



【②特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定】

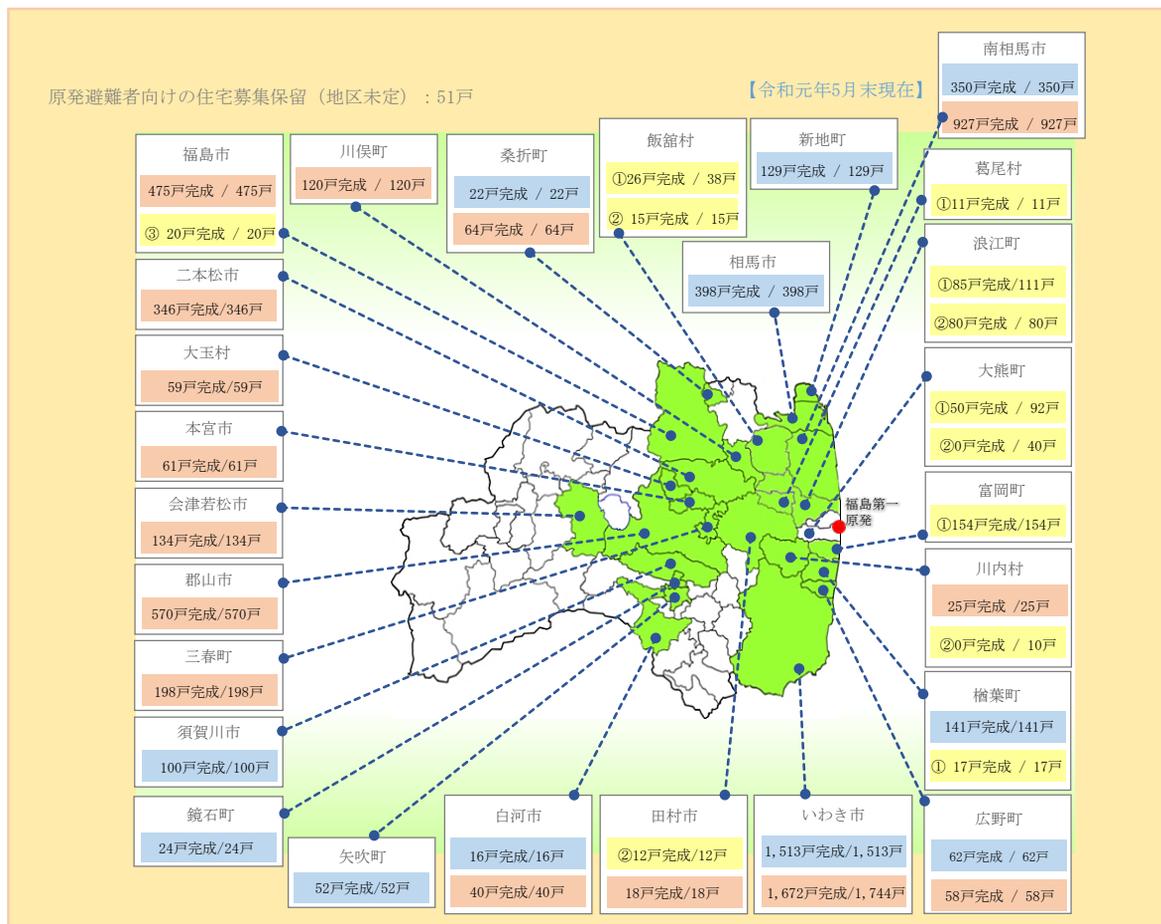
- ・ 福島復興再生特別措置法の改正（平成29年5月）により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「特定復興再生拠点区域」を定めることができるようになりました。
- ・ この特定復興再生拠点区域を定めた「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、双葉町が平成29年9月、大熊町が同年11月、浪江町が同年12月、富岡町が平成30年3月、飯館村が同年4月、葛尾村の計画が同年5月に国の認定を受け、計画が認定された6町村で除染や建物解体などが進められています。

【③復興公営住宅の整備】

- 原子力災害による避難者向けの復興公営住宅については、平成25年12月に策定した第二次福島県復興公営住宅整備計画により、県全体で4,890戸を整備することとしており、平成30年度末までに4,767戸が完成しました。

◆市町村別進捗内訳

【出典：福島県復興・総合計画課 ふくしま復興のあゆみ第26版】



区分	整備予定	対象者	完成戸数
地震・津波被災者向け	11市町村 2,807戸 (H29年度完成)	・地震・津波により住宅に被害を受けた住民	2,807戸 (100%)
原発避難者向け	県主体4,890戸	・避難指示区域の住民 (一部の団地については解除区域を含む)	4,767戸 (97%)
帰還者向け①	6町村 423戸	・避難指示区域の住民 (解除区域を含む)	343戸 (81%)
帰還者・新規転入者向け②	5市町村 157戸	・避難指示区域の住民 (解除区域を含む) ・自主避難者 ・新規転入者	107戸 (68%)
子育て世帯向け③	1市 20戸	・18歳未満の子育て世帯 (自主避難者含む)	20戸 (100%)

復興公営住宅一例

【出典：福島県復興・総合計画課 ふくしま復興のあゆみ第26版】



南相馬市

牛越団地 集合住宅4階建/176戸



会津若松市

白虎2団地 戸建2階建/全15戸

【④生活圏、農用地、森林（生活圏）等の除染】

- ・県内の面的除染は、帰還困難区域を除き、平成30年3月までに全て終了しています。

◆除染の必要性

【出典：福島県復興・総合計画課 ふくしま復興のあゆみ第26版】

放射線量は、時間の経過や風雨などの自然要因により減少しますが、低減には長い年月を要します。このため、住民の健康や生活環境に及ぼす影響の低減に向け、少しでも早く放射線量を減らすため除染を実施しました。

◆除染の効果

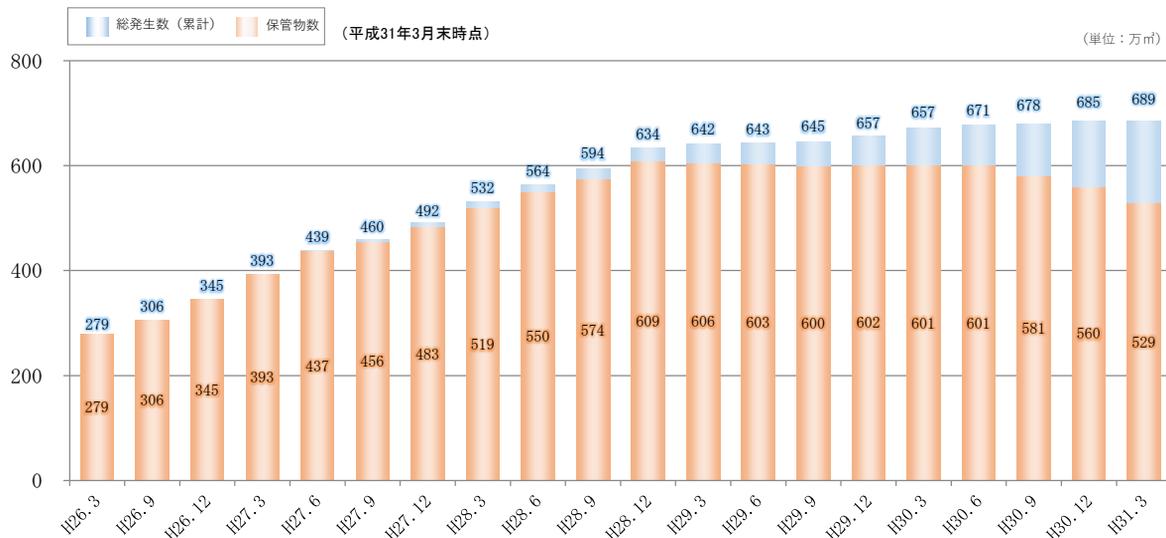
【出典：福島県復興・総合計画課 ふくしま復興のあゆみ第26版】

市町村が除染を実施する汚染状況重点調査地域において、除染前後の空間線量率の平均値を比較すると、宅地42%、学校・公園は55%、森林は21%低減しており、面的除染による低減効果が確認されました。

◆除染により生じた除去土壌等の保管状況

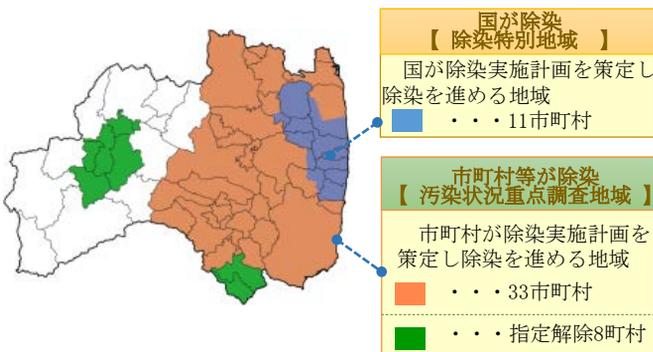
【出典：福島県復興・総合計画課 ふくしま復興のあゆみ第26版】

仮置場や現場保管されている除去土壌等は、順次、中間貯蔵施設に向け搬出され、保管物数は徐々に減少しています。



◆国と市町村の除染区域

【出典：福島県復興・総合計画課 ふくしま復興のあゆみ第26版】



◆汚染状況重点調査地域の除染実績

【出典：福島県復興・総合計画課 ふくしま復興のあゆみ第26版】



◆除染特別地域の除染実績

【出典：福島県除染対策課提供値】

(平成29年9月末時点)

住宅	道路	農地	森林(生活圏)
23,267戸	1,452ha	8,700ha	7,875ha

【⑤帰還に向けた生活基盤・産業インフラ整備の進展】

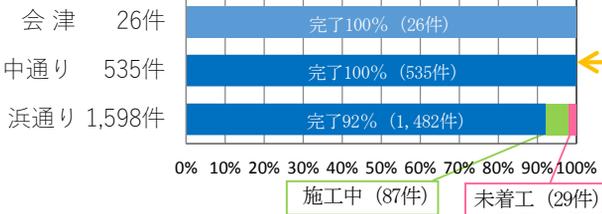
- ・被災した公共土木施設の98%で復旧工事に着手しており、全体の94%が完了しています。
- ・被災した農地・農業用施設等は、89.2%で復旧工事に着手しており、全体の83.4%で完了しています。

◆工事箇所別進捗状況と地域別進捗状況

【出典：福島県復興・総合計画課 ふくしま復興のあゆみ第26版】

【平成31年2月28日現在】

公共土木施設 災害復旧工事箇所	査定決定数 (箇所数)	着工件数		完了件数		完了見通し ※帰還困難 区域を除く
		着工率 (%)	完了率 (%)			
計	2,159	2,130	98%	2,043	94%	
河川・砂防	289	280	96%	258	89%	平成32年度
海岸	161	157	97%	134	83%	平成32年度
道路・橋梁	811	802	98%	792	97%	平成32年度
港湾	331	331	100%	331	100%	完了
漁港	470	463	98%	431	91%	平成32年度
下水	3	3	100%	3	100%	完了
公園・都市施設	5	5	100%	5	100%	完了
公営住宅	89	89	100%	89	100%	完了



【参考】避難指示区域等の進捗状況

避難指示解除準備区域及び居住制限区域では、既に災害査定が終了しています。帰還困難区域では、国が行う除染などと調整を図りながら進めていく予定です。

◆復興に向けた道路等の交通網整備

【出典：福島県復興・総合計画課 ふくしま復興のあゆみ第26版】



◆農林水産業施設等の復旧状況

【出典：福島県復興・総合計画課 ふくしま復興のあゆみ第26版】

	農地 (営農再開可能 面積の割合)	農業経営体 (経営再開状況)	漁業経営体 (操業再開状況)	農地・農業用 施設等の復旧工事
①復旧対象	4,548ha	17,200経営体	740経営体	2,178地区
②復旧・ 復興の状況	営農再開が 可能な農地面積	営農を再開した 経営体 ※一部再開含む	操業を再開した 経営体 ※試験操業含む	工事着手 工事完了
進捗率 (②/① *100)	66.8%	61.0%	76.2%	着手率 89.2% 完了率 83.4%
集計年月	平成31.3	平成26.3	平成30.12	平成31.3

※農地の被害状況面積は、被災面積5,462haから転用済みの面積を除いたもの。

常磐自動車道

◆いわき中央IC～広野IC間

令和2年度末までの4車線化を目指す
国では、いわき中央IC～広野IC間の4車線化に着手し、令和2年度末までの概ね5年での完成を目指すこととしています。

◆広野IC～山元IC間 6カ所(計13.5km)に付加車線を整備

NEXCO東日本は、渋滞緩和などのため
広野IC～山元IC間に6カ所の付加車線を
設置する方針を示しました。



- ・ならはスマートIC
平成31年3月21日 開通
- ・大贔IC
平成31年3月31日 開通
- ・(仮)双葉IC
令和元年度供用予定

JR常磐線

◆運行状況 平成31年3月現在

- ・浪江～小高駅間 [運転再開] (H29.4.1)
- ・竜田～富岡駅間 [運転再開] (H29.10.21)
- ・富岡～浪江駅間 [運転再開見込] (R元年度末まで)

不通区間のバスによる代行輸送

- ・富岡～浪江駅間1日11本 (1便のみ原ノ町駅まで)



避難地域における広域路線バス

◆平成29年4月から運行開始

- 1: いわき～富岡線
- 2: 船引～葛尾線
- 3: 船引～川内線

◆平成29年10月から運行開始

- 4: 川内～小野新町～上三坂線
- 5: 南相馬～医大經由福島線

◆平成30年4月から運行開始

- 6: 川内～富岡線

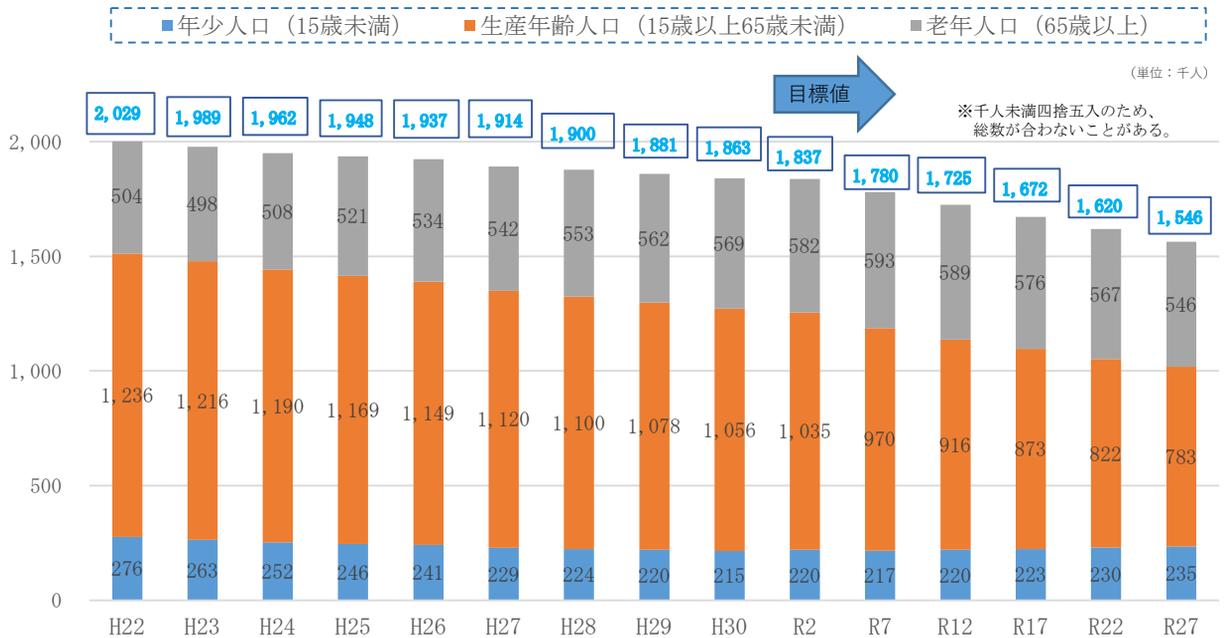
(2)人口減少と高齢化の進行

【人口の推移】

- 福島県の人口は、平成9年の2,137千人をピークに減少を続け、若年層の割合が減少する一方、老年人口の割合が増加しており、少子高齢化が進んでいます。平成23年には、東日本大震災・原子力災害の影響を受け、約4万人の大幅な減少となりました。人口ビジョンにおける平成31年3月の目標値1,850千人に対して、現状値は1,866千人であり、現在のところ想定を上回り推移しています。今後の推計では、令和22年に1,470千人まで減少となることから、1,620千人を目標値として、「ふくしま創生総合戦略」による各種取組を進めることとしています。
(令和元年6月3日「地方創生・人口減少対策本部会議」の資料参照。)

◆総人口及び年齢3区分別人口の推移

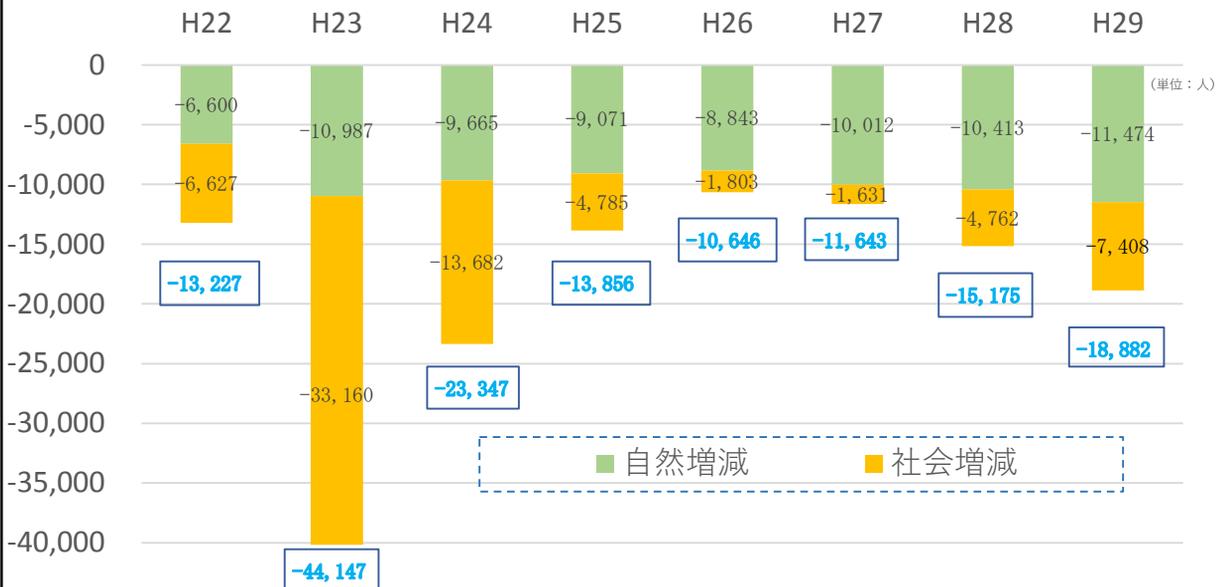
【出典：確定値については福島県統計課 一目でわかる福島県の指標2019
推計値については福島県復興・総合計画課 福島県人口ビジョン発表値より土地・水調整課で作成】



※上記の推計は、2010年国勢調査の数値を基に2015年以降避難者の動態予測を含めて推計した人口について、2020年以降に人口移動がゼロになると仮定するとともに、合計特殊出生率（TFR）を2040年に「福島県民の希望出生率2.16人」が実現されると仮定し、2040年までは2.16に至るまで均等（2030年は1.94）に上昇し、2040年以降は2.16人が維持されるものとして推計。

◆自然増減数及び社会増減数別人口の推移

【出典：福島県統計課 第133回福島県統計年鑑2019データより、土地・水調整課で作成】



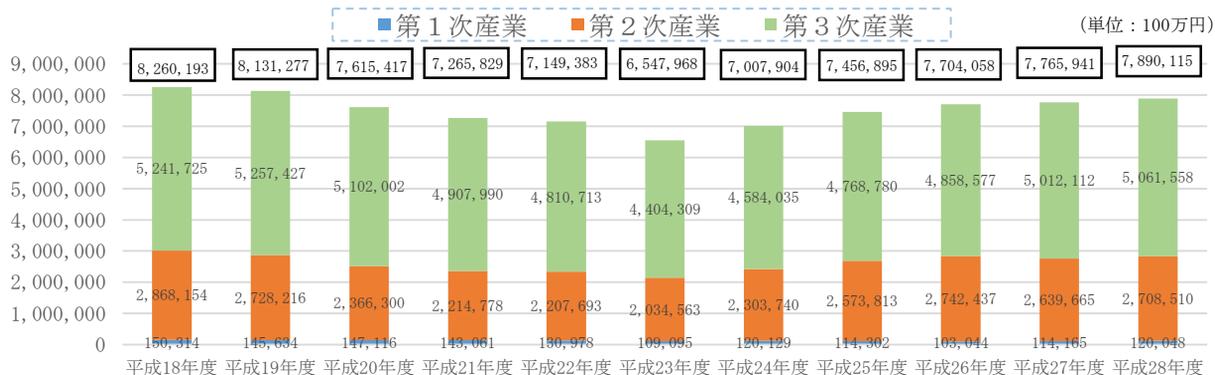
(3) 産業構造の変化

【第1、2、3次産業の推移】

- ・ 県内総生産は7兆8千9百億円（平成28年度）となり、東日本大震災前（平成22年度）の7兆1千5百億円を10.4%上回っています。
- ・ 1次産業は減少したものの、2次産業と3次産業は増加しました（H22 → H28）。
 第1次産業 130,978百万円→120,048百万円（△8.3%）
 第2次産業 2,207,693百万円→2,708,510百万円（22.7%）
 第3次産業 4,810,713百万円→5,061,558百万円（5.2%）

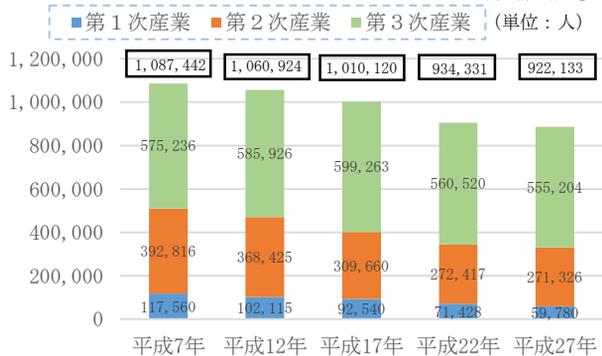
◆ 産業別県内総生産（名目）の推移

【出典：福島県統計課 平成28(2016)年度福島県県民経済計算(改定後) データより、土地・水調整課で作成】



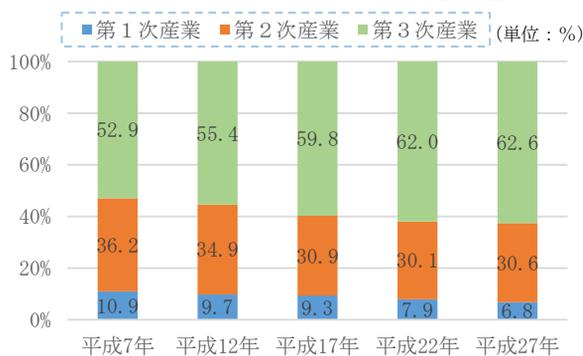
◆ 産業別県内就業人口（人数）

【出典：福島県統計課 一目でわかる福島県の指標2019 データより、土地・水調整課で作成】



◆ 産業別県内就業人口（比率）

【出典：福島県統計課 一目でわかる福島県の指標2019 データより、土地・水調整課で作成】



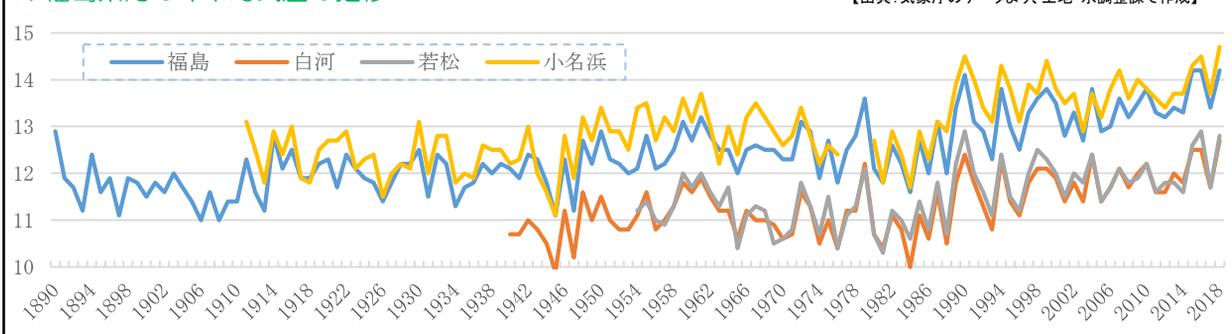
(4) 地球環境問題の深刻化

【地球温暖化】

- ・ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書によると、1986年から2005年の世界平均地上気温は、1850年から1900年に比較して約0.61℃上昇しました。
- ・ 本県においても、気候変動が起きていることが観測されており、福島地方気象台の気温観測値は、1890年の統計開始から2015年まで、100年あたり1.4℃の割合で上昇しています。
- ・ 本県の日降水量は、1979年から1990年の平均92.6回/年（50mm以上）、平均31.1回/年（80mm以上）と比較し、2003年から2015年の平均121.2回/年（50mm以上）、平均41.3回/年（80mm以上）と増加しています。（福島県地球温暖化対策推進計画（平成29年3月）より）

◆ 福島県内の年平均気温の推移

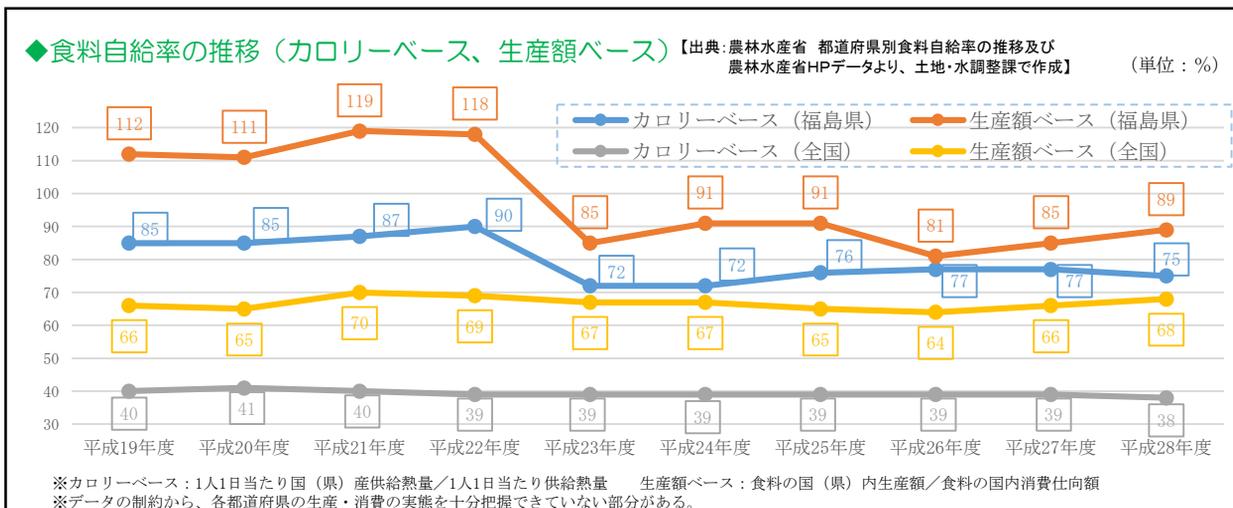
【出典：気象庁のデータより、土地・水調整課で作成】



(5)食料・資源・エネルギー問題の顕在化

【①食料自給率の推移】

・本県の食料自給率（平成28年度）は、生産額ベースで89%（全国68%）、カロリーベースで75%（全国38%）と全国平均を大きく上回っていますが、東日本大震災と原子力災害以降大きく下落し、平成22年度と比べ生産額ベースで75.4%、カロリーベースで83.3%までしか回復していません。



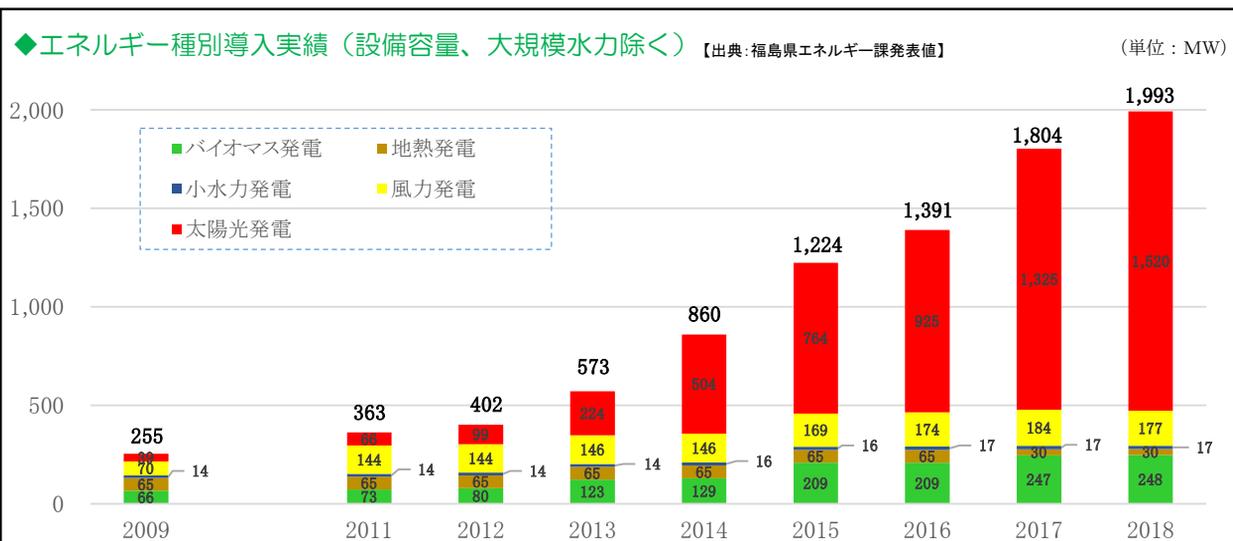
◆我が国の食料自給率の推移（主要品目別）

【出典：福島県農林水産部 福島県農林水産業の現状 令和元年7月】

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
米	95	95	97	96	96	96	97	98	97	96
小麦	14	11	9	11	12	12	13	15	12	14
大麦・はだか麦	11	8	8	8	8	9	9	9	9	9
いも類	81	78	76	75	75	76	78	76	74	74
豆類	9	8	8	9	10	9	10	9	8	8
うち大豆	6	6	6	7	8	7	7	7	7	7
野菜	82	83	81	79	78	79	79	80	80	79
果実	41	42	38	38	38	40	42	41	41	39
肉類(鯨肉を除く)	56	57	56	54	55	55	55	54	53	52
うち牛肉	44	43	42	40	42	41	42	40	38	36
鶏卵	96	96	96	95	95	95	95	96	97	96
牛乳・乳製品	70	71	67	65	65	64	63	62	62	60
魚介類	53	53	55	52	52	55	55	55	53	52
海藻類	71	72	70	62	68	69	67	70	69	68
砂糖類	38	33	26	26	28	29	31	33	28	32
油脂類	13	14	13	13	13	13	13	12	12	12
きのこ類	86	87	86	87	86	87	88	88	88	88

【②再生可能エネルギーの有効活用】

・本県では、再生可能エネルギー先駆けの地の実現を目指しています。



(6) 土地利用に対する意識の変化

【県政世論調査結果にみる県民の土地利用への考え方】

(ア) 調査内容

県政世論調査は、県政の課題等について県民の意識やニーズを調査し、具体的な政策形成等の基本的な資料とすることを目的として、毎年、県民広聴室が実施しており、土地利用については平成21年度と令和元年度に調査を実施しています。なお、令和元年度については、県民の土地利用に関する考え方の変化を調査するため、平成21年度と同様の調査項目を設定しています。

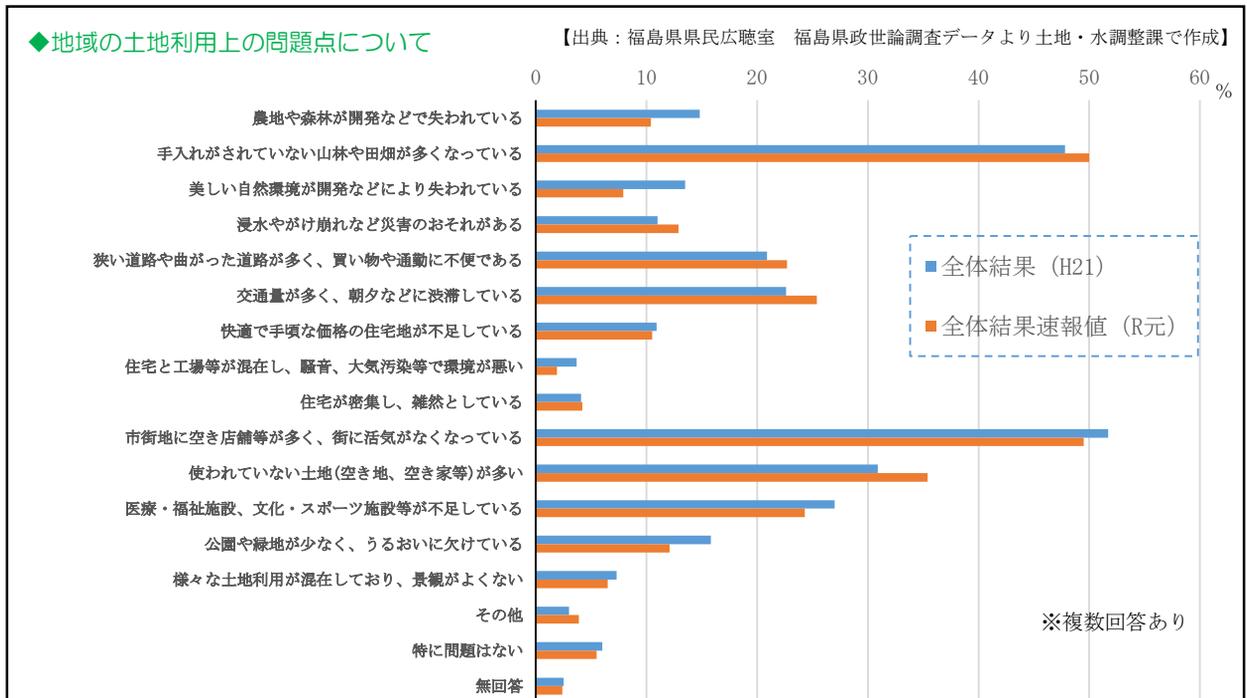
平成21年度、令和元年度県政世論調査結果実施概要

項目	実施年度	平成21年度県政世論調査結果	令和元年度県政世論調査
調査地域		福島県全域（28市町村を抽出）	福島県全域（28市町村を抽出）
調査対象		満15歳以上の男女個人	満15歳以上の男女個人
標本数		1,300人	1,300人
抽出方法		層化二段無作為抽出法	層化二段無作為抽出法
調査期間		平成21年7月28日～8月10日	令和元年7月24日～8月13日
調査結果		有効回収数846（回収率65.1%）	有効回収数618（回収率47.5%）
調査項目		○あなたの住んでいる地域では、土地利用についてどのようなことが問題となっていますか。 ○あなたは、今後の土地利用を考えるにあたって、特にどのような利用に重点をおくべきと考えますか。 ○行政は土地を有効に利用するための規制や制限等を行っていますが、あなたは、どのような土地対策が重要と考えますか。	

「平成21年度、令和元年度県政世論調査結果報告書」 県民広聴室

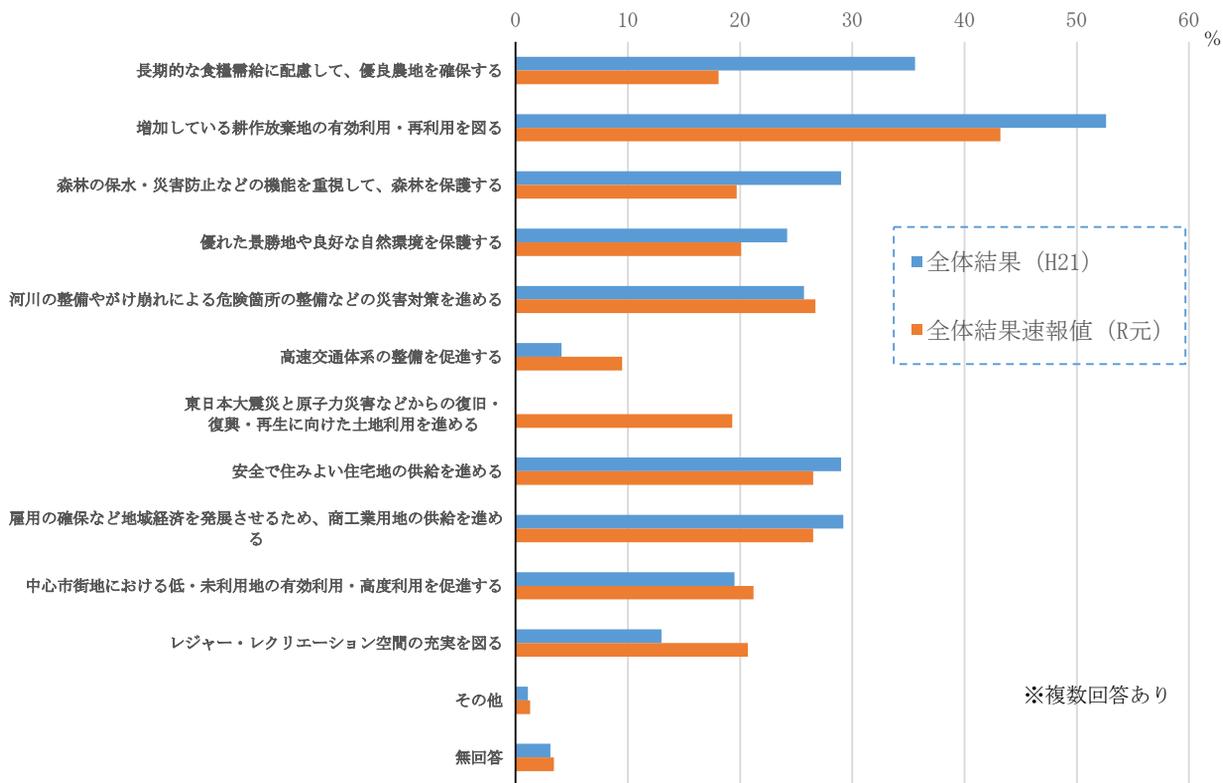
(イ) 調査結果

- 平成21年度と令和元年度に実施した県政世論調査の結果を比較すると、地域の土地利用上の課題として耕作放棄地や低未利用地に関する項目を回答した人の割合は、前回同様上位となっていますが、さらに割合が増えています。
- 今後の土地利用上の重点事項についても、耕作放棄地の有効利用、河川整備やがけ崩れによる危険箇所の整備などの災害対策を求める回答が前回同様多くなっています。
- 土地の有効利用のための重要な対策についても、土地の有効利用の促進や災害等に配慮した土地利用の促進を求める回答が増えています。
- いずれも5次計画で県民の意識の変化においてみられた傾向が今回も引き続きみられますが、さらに、自然災害への対策の要請が高まっています。



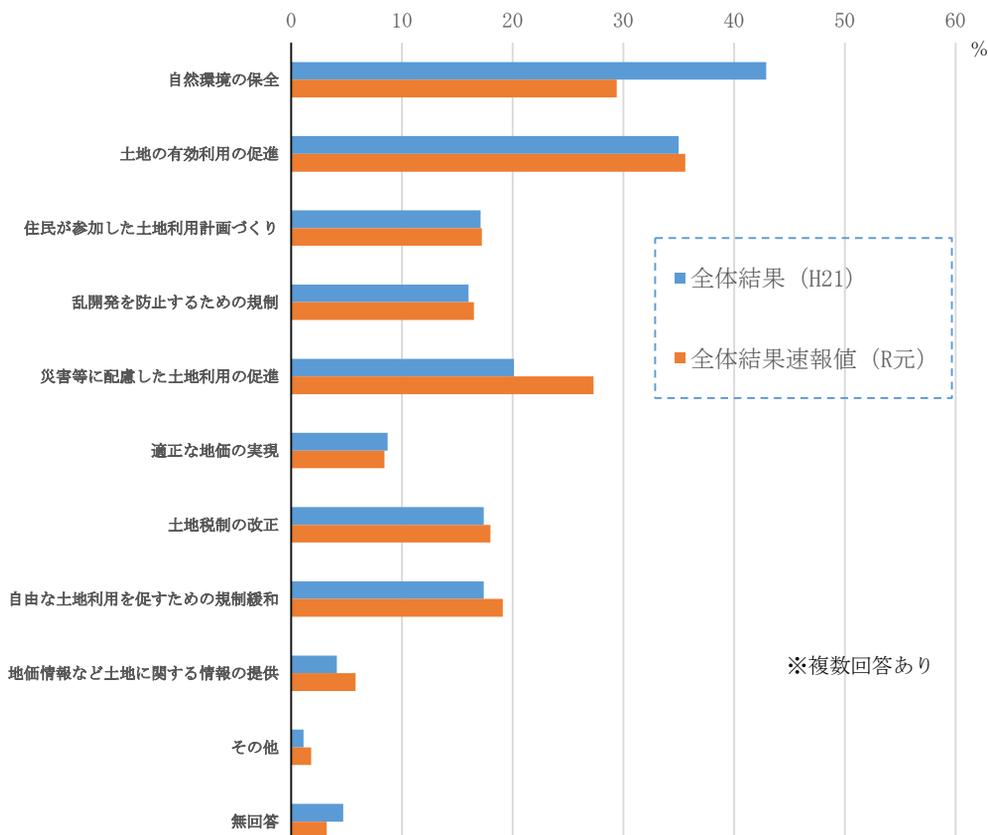
◆今後の土地利用上の重点事項について

【出典：福島県県民広聴室 福島県政世論調査データより土地・水調整課で作成】



◆土地の有効利用のための重要な対策について

【出典：福島県県民広聴室 福島県政世論調査データより土地・水調整課で作成】



3 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の状況

第5次計画の県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標は、基準年次を平成22年、目標年次を令和2年とし、農地、森林、宅地等の地目別の土地利用区分に応じて、県土利用の現況と過去からの推移などを基に、県土利用の基本構想を踏まえながら、必要な土地面積を予測し、利用区分間の調整を行った上で、定められました。ただし、目標値については、経済社会の不確定さ、津波被災地域における土地利用の再編や避難指示区域の見直しなどに鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものとなっています。

【利用区分ごとの推移】

- ・農地面積は、東日本大震災と原子力災害の前後で、53.51km²（3.6%）の減少となりました。その後も年々減少を続け、平成29年の現況値は、令和2年の目標値を4.2%下回りました。
- ・森林面積は、県土全体の7割を占めています。平成22年の基準年に比較し増加しているものの、近年はほぼ横ばいで推移しており、平成29年の現況値は令和2年の目標値を0.3%上回っています。
- ・宅地面積は、増加傾向にあり、平成29年の現況値は、令和2年の目標値を1.8%上回っています。
- ・全体的には、各面積は、概ね目標に近い形で推移しており、構成比に大きな変化はありませんでした。

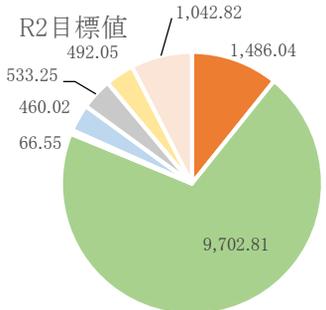
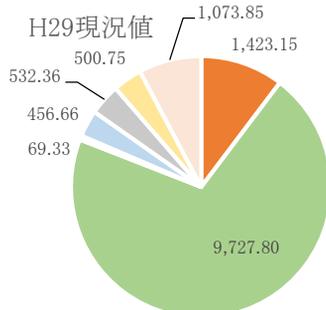
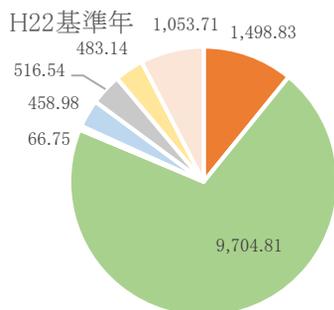
◆土地利用の推移

【出典：土地利用現況把握調査より土地・水調整課で作成】

利用区分	年度	H22基準年		H23震災直後		H29現況値		H29-R2目標値		R2目標値	
		面積 (km ²)	構成比 (%)								
農地		1,498.83	10.9	1,445.32	10.5	1,423.15	10.3	△ 62.89	△ 0.5	1,486.04	10.8
田		1,052.56	—	1,005.42	—	999.44	—	—	—	—	—
畑		446.27	—	439.90	—	423.71	—	—	—	—	—
森林		9,704.81	70.4	9,700.34	70.4	9,727.80	70.6	24.99	0.2	9,702.81	70.4
国有林		4,078.66	—	4,073.08	—	4,070.29	—	—	—	—	—
民有林		5,626.15	—	5,627.26	—	5,657.51	—	—	—	—	—
原野等		66.75	0.5	67.46	0.5	69.33	0.5	2.78	0.0	66.55	0.5
(旧)採草放牧地		23.55	—	—	—	0.61	—	—	—	—	—
(旧)原野		43.20	—	—	—	68.72	—	—	—	—	—
水面・河川・水路		458.98	3.3	456.72	3.3	456.66	3.3	△ 3.36	△ 0.0	460.02	3.3
水面		213.51	—	213.51	—	213.44	—	—	—	—	—
河川		181.11	—	181.18	—	181.72	—	—	—	—	—
水路		64.36	—	62.03	—	61.50	—	—	—	—	—
道路		516.54	3.7	516.61	3.7	532.36	3.9	△ 0.89	△ 0.0	533.25	3.9
一般道路		376.72	—	378.87	—	393.38	—	—	—	—	—
農道		94.52	—	92.28	—	92.96	—	—	—	—	—
林道		45.30	—	45.46	—	46.02	—	—	—	—	—
宅地		483.14	3.5	484.85	3.5	500.75	3.6	8.70	0.1	492.05	3.6
住宅地		285.72	—	285.57	—	297.02	—	6.78	—	290.24	—
工業用地		45.08	—	46.41	—	45.72	—	△ 1.47	—	47.19	—
その他の宅地		152.34	—	152.87	—	158.02	—	3.40	—	154.62	—
その他		1,053.71	7.6	1,111.46	8.1	1,073.85	7.8	31.03	0.2	1,042.82	7.6
合計(県土面積)		13,782.76	100.0	13,782.76	100.0	13,783.90	100.0	0.36	0.0	13,783.54	100.0

※ 農地は、作物統計調査の「耕地面積」の「田」及び「畑」の合計である。
 森林は、福島県森林・林業統計の「国有林」及び「民有林」の合計である。
 国有林は採草放牧地(国貸付)と国有林林道を除いた面積である。
 原野等は、世界農林業センサスの「森林以外の草生地」を基にした推計値である。
 道路は、「一般道路」の他、「農道」及び「林道」を含む。
 宅地は、「住宅地」及び「工業用地」の推計値により算出したものである。
 その他は、県土面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」、「宅地」を差し引いて算出したものである。
 県土面積は、国土地理院公表の面積である。令和2年の目標値の県土面積は、現計画改定時の面積である。

■ 農地 ■ 森林 ■ 原野等 ■ 水面・河川・水路 ■ 道路 ■ 宅地 ■ その他



4 県土利用の状況（県土利用の基本方針）

東日本大震災と原子力災害の影響により、震災以前と同様の利用ができない土地が生じたことから、第5次計画では、こうした県土の復旧の取組が優先課題となっていました。

さらに、県土の特性や基本的条件の変化及び県土利用の現状を踏まえると、限られた県土の有効利用と適切な維持管理の下、土地需要の量的な調整を行うことや、県土利用の質的な向上を図ることが求められていました。

このため、県土利用の回復と更なる県土発展を目指して、「復旧・復興・再生のための土地利用」、「土地需要の量的調整」、「土地利用の質的向上」、「地域の活力を支える土地利用」、「県土利用の総合的マネジメントの推進」の5つを基本方針としながら、豊かな生活や生産が展開される場としての県土の魅力を高め、次の世代へより良い状態で県土を引き継ぐことができるよう持続可能な土地利用を推進してきました。

第5次計画の点検に当たっては、県土利用の状況として、5つの基本方針に沿って対応する主な施策を整理し、その取組状況等を分析するとともに、課題や方向性をまとめました。

なお、現行計画の点検に当たっては、基本方針に基づいて主な施策ごとに現状や成果、課題等を明らかにする必要があるますが、必要な措置の概要は、利用区分ごとの規模の目標が地目別であることから、地目別の項目等も含まれているなど、基本方針に沿った施策体系になっていません。このため、基本方針をベースに、必要な措置の概要等による施策を関連付けて点検を実施しました。

【県土利用の状況（県土利用の基本方針）の概要】

現 行 計 画	現 状
(1) 復旧・復興・再生のための土地利用	<ul style="list-style-type: none">○ 総合的な防災力が向上したまちづくりを目指して、津波被災市町が実施する防災集団移転や区画整理事業等一体となって“多重防御”の考え方により、海岸堤防の嵩上げや防災緑地、道路等を整備している。○ 原子力災害に伴う面的除染は帰還困難区域を除いて完了した。○ 再生可能エネルギーの導入拡大や技術開発・実用化を通じた関連産業の集積と省エネルギーを推進し、再生可能エネルギー先駆け地の実現を目指している。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示が発出された地域及びその周辺の復興と避難住民の帰還を加速させるため、「ふくしま復興再生道路」として、8路線を位置付け、平成30年代前半までの完成を目指して、整備を進めている。
<p>(2) 土地需要の量的調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地転用面積は、平成23年度まで減少傾向にあったが、平成24年度以降は震災復興事業及び再生可能エネルギーの普及推進により増加となっている。 ○ 森林の開発面積は、平成23年度まで低水準で推移してきたが、平成24年度以降は、再生可能エネルギーの利用促進に向けた各種施策や震災復興関連事業の影響により、太陽光発電事業や土砂の採取に係る許可案件の増加に伴い、増加傾向にある。 ○ 都市計画法に基づく開発許可件数は、平成23年度まで減少傾向にありましたが、東日本大震災後の平成24年度以降は、震災復興関連事業等により大きく増加している。
<p>(3) 土地利用の質的向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害に強い県土づくり ② 循環と共生を重視した土地利用 ③ 美しくゆとりある土地利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 砂防指定地等（砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）の指定箇所数は、平成20年度から平成29年度までの10年間で95箇所増加し、2,074箇所となっている。 ハード事業の推進により、土砂災害から保全される住宅戸数は、平成23年度から平成30年度までの8年間で916戸増加している。 ○ 開発行為等に対しては、自然と調和した適切な土地利用へ誘導するため、大規模土地利用事前指導や環境影響評価等を通じて、総合的な土地利用調整を行っている。 ○ 都市公園等は、災害に対する都市の安全確保、活力ある長寿社会の形成、自然とのふれあい、広域的レクリエーション活動、創造的文化活動、コミュニティの形成等の役割を担っており、引き続き整備を進めている。

<p>(4) 地域の活力を支える 土地利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ふくしま道づくりプラン（平成25年3月）」において、基本目標「ともに育む、たしかな未来への道づくり」のもと、活力、安全、管理、暮らし、環境の5つの柱と①広域的な連携・交流を支える県土の活力を高める道づくりや、②地域間の連携・交流を支える地域力を高める道づくりなど8つの施策を示し、各施策を実現する具体的な取組みを実施している。 ○ 企業立地に関しては、県内に工場等を新設又は増設する企業を支援する「ふくしま産業復興企業立地補助金」等の効果により、県内への工場等の新增設は、活発な状況が続いている。
<p>(5) 県土利用の総合的マネジメントの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業者の減少や高齢化が進む中、地域の話し合いに基づく「人・農地プラン」の作成・見直しにより合意形成が図られた地区等では、農地中間管理事業等により農地の賃借が進んできている。 ○ 本県における耕作放棄地は、農業従事者の高齢化・後継者不足等から増加傾向にある。 ○ 県では、国土利用計画（市町村計画）策定の手引（平成26年4月）を作成し、担当者会議で説明するなど、市町村における国土利用計画の策定を支援している。

(1) 復旧・復興・再生のための土地利用

必要な措置の概要

- 1 復旧・復興・再生の実現に向けた土地利用の推進 - (1) 津波災害からの復旧・復興・再生
- 4 災害に強い県土づくり - (1) 災害に対する安全性を高める土地利用

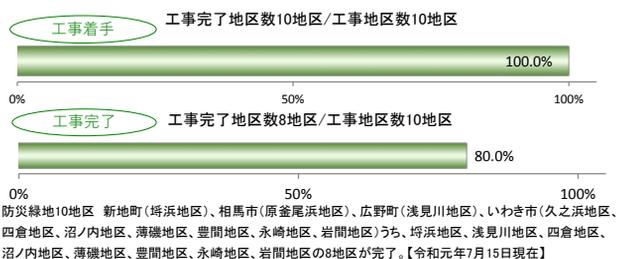
主な 施策

- ・ 防災緑地整備計画の推進
- ・ 海岸保全施設整備
- ・ 海岸防災林整備

【防災緑地整備計画】

- ・ 津波被災地において、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、“多重防衛”の考え方により、海岸の堤防や防災緑地、防災林、道路などを複合的に配置、整備しています。
- ・ 防災緑地は、新地町、相馬市、広野町、いわき市の10地区で、延長14.1km、面積89.4haの整備を進めています。

◆ 防災緑地整備計画 【出典：福島県土地・水調整課 土地利用に関する施策の現況と課題】



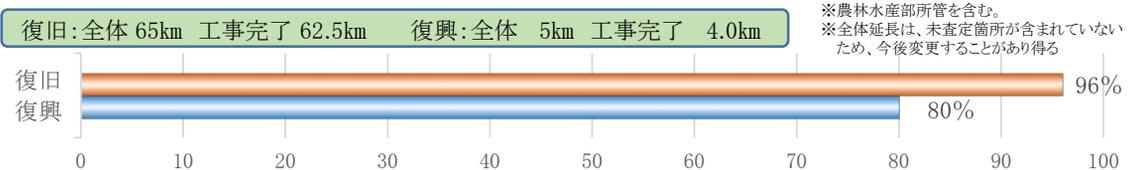
【出典：福島県まちづくり推進課 防災緑地の概略図】



【海岸保全施設整備】

- ・ 津波被災地での復旧・復興を図るため、海岸堤防を基本とし、二線堤の機能を有する道路や防災緑地などを組み合わせた多重防災の考え方を取り入れて整備しています。
- ・ 被災海岸86箇所全てで工事着手しています。

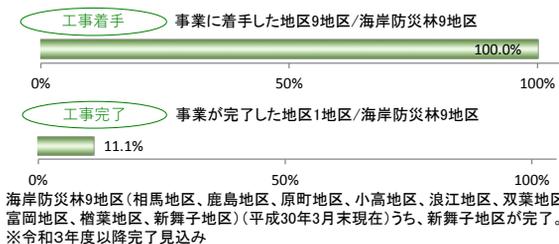
◆ 海岸保全施設整備 【出典：福島県土地・水調整課 土地利用に関する施策の現況と課題】



【海岸防災林整備】

- ・ 津波により失われた保安林の機能を確保するため、多重防災の一環として海岸防災林を整備しています。
- ・ 海岸防災林は、9地区全てで工事着手しています。

◆ 海岸防災林整備 ※民有林 【出典：福島県土地・水調整課 土地利用に関する施策の現況と課題】



【出典：福島県森林計画課 海岸防災林の復旧について】



主な課題と今後の方向性

課題等

【防災緑地整備計画】

- ・ 津波被害に強いまちづくりの早期実現のため、防災緑地の早期完成を目指す。

【海岸保全施設整備】

- ・ 帰還困難区域では、国が行う除染などと調整を図りながら進めていく予定。

【海岸防災林整備】

- ・ 全体計画の9地区全てで事業に着手し、いわき市「新舞子」地区が完成した。各地区で事業継続中。

方向性

- ・ 令和元年度の完成に向けて整備を進める。

- ・ 令和2年度の完成に向けて整備を進める。

- ・ 令和2年度(一部地区を除く)の完成に向けて整備を進める。

(1) 復旧・復興・再生のための土地利用

必要な措置の概要

- 1 復旧・復興・再生の実現に向けた土地利用の推進 - (1) 津波災害からの復旧・復興・再生
- 3 土地の有効利用の促進 - (1) 農用地の有効利用
- 4 災害に強い県づくり - (1) 災害に対する安全性を高める土地利用

主な施策

- ・ 防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地区画整理事業
- ・ 津波被災地における農地整備

【防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地区画整理事業】

・ 総合的な防災力が向上した まちづくりを目指して、津波被災市町が実施する防災集団移転や土地区画整理事業等と一体となって海岸堤防の嵩上げや防災緑地、道路等を整備しています。

◆ 防災集団移転促進事業 【出典：福島県まちづくり推進課より提供】

【工事着工 100% 工事完了 97.9%】 (平成31年3月31日現在)

市町村名	地区数	整備予定地区数				完了 (工事)	計画移転戸数						備考
		造成工事着手地区数	造成完了地区数	うち造成不要数(※2)	30年度末造成完了見込み地区数		戸建て区画数			公営住宅戸数			
						計画区画数	引渡し区画数	入居済区画数	計画戸数	引渡し済戸数	入居済戸数		
新地町	8	7	7	7	0	H26.4月	224	157	155	67	67	64	
相馬市 (※1)	9	9	9	3	9	H26.9月	516	121	114	114	395	395	345
南相馬市	27	21	21	21	0	H27.3月(予定)	304	304	304	297	-	-	
浪江町	4	2	2	1	0	1	23	23	4	0	-	-	
富岡町	1	1	1	1	1	-	7	0	0	0	7	7	
楢葉町	4	3	3	3	1	3	H28.12月(予定)	36	3	3	3	33	29
いわき市	4	4	4	4	1	4	H26.12月	42	42	38	33	-	-
合計	49	47	47	46	6	46	1152	850	818	602	502	562	445

(※1) 相馬市の移転元地区数は、市域全体で1地区としている

(※2) うち造成不要数は、土地区画整理事業や災害公営住宅整備事業により造成済の地区数

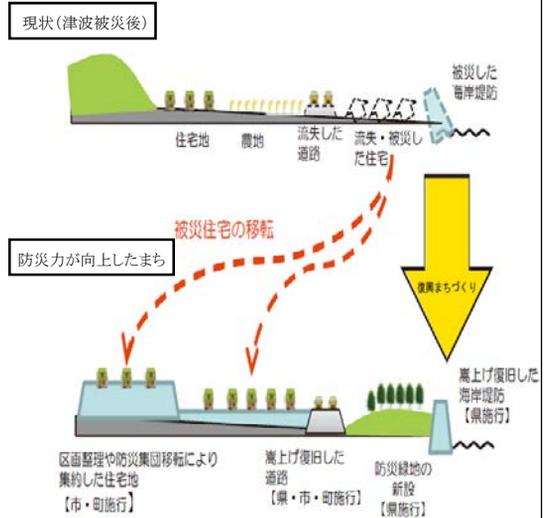
◆ 被災市街地復興土地区画整理事業 【出典：福島県まちづくり推進課より提供】

【工事着工 100% 工事完了 87.5%】 (平成31年3月31日現在)

市町村名	地区名	面積 (ha)	事業計画認可	工事着手	完了 (引渡し)	備考
新地町	新地駅周辺	23.7	H25.11.12	H26.2月	H30.5月	
いわき市	久之浜地区	28.4	H25.2.6	H25.10月	H29.12月	
	薄磯地区	37.0	H25.2.20	H25.11月	H29.7月	
	豊間地区	55.9	H25.3.13	H25.11月	H30.6月	
	小名浜港被災後地区	12.2	H24.4.18	H25.11月	H29.3月	業務系(住居なし)
	小浜地区	3.8	H25.6.11	H25.11月	H30.9月	
岩間地区	12.5	H25.2.22	H25.10月	H29.5月		
富岡町	曲田地区	4.0	H27.9.9	H28.5月	H32.12月(予定)	全体事業区域22ha中、駅前4haを復興事業で実施
合計	8地区	177.5				

【出典：福島県土木企画課 ふくしまの未来を拓く県づくりプラン】

復興まちづくりの進め方



主な施策の取組状況等

【津波被災地における農地整備】

・ 東日本大震災に伴う津波被害を受けた農地においては、災害関連事業及び復興基盤総合整備事業を活用して、地域の担い手への農用地の利用集積を進めています。

◆ 津波被災地における農地整備 【出典：福島県土地・水調整課 土地利用に関する施策の現状と課題】

農地の復旧・復興の様子

【出典：福島県農村計画課 うつくしまふくしま 農業農村復興・再生の記憶】

項目	災害復旧事業農地整備面積※1	平成30年度整備目標		平成30年度までの実績	
		面積	率 ※2	面積	率 ※2
水田	2,657.7	2,657.7	100.0	2,440.6	91.8

※1: 避難指示区域内は含んでいない。

(単位: ha、%)

※2: 整備率 = 営農再開可能となった面積 / 災害復旧事業による農地整備面積 × 100



南相馬市鹿島

主な課題と今後の方向性

課題等

【防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地区画整理事業】

- ・ 防災集団移転促進事業は、整備予定の47地区のうち、47地区で造成工事に着手、46地区で工事完了し、概ね計画どおり進んでいる。
- ・ 被災市街地復興土地区画整理事業は、8地区すべてにおいて工事に着手、7地区で工事完了した。

【津波被災地における農地整備】

〔津波被災農地〕

- ・ 津波被害を受けた農地は、災害関連事業及び復興基盤総合整備事業を活用して早期に復旧・再生を図り、地域の担い手への農用地の利用集積を進めることが必要。

方向性

- ・ 事業の早期完成に向けた取り組みを進める。

- ・ 利用集積の加速化を図るため、大区画化・汎用化を進めていくが、避難指示区域内の農地に関しては、区域解除とその後の農業者の意向を踏まえて整備を進めていく。

(1) 復旧・復興・再生のための土地利用

必要な措置の概要

- 1 復旧・復興・再生の実現に向けた土地利用の推進
- 2 原子力災害からの復旧・復興・再生
- 3 土地の有効利用の促進
 - (1) 農用地の有効利用
 - (2) 森林の有効利用
- 7 県土利用の総合的マネジメントの推進
- (3) 原子力災害に対応した総合的マネジメント

主な施策

- ・生活圏、農用地、森林（生活圏）等の除染の推進

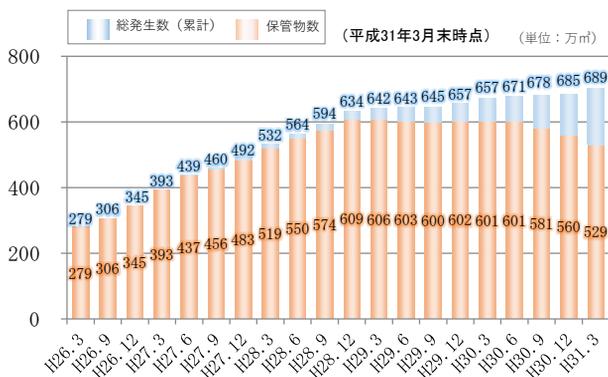
【生活圏、農用地、森林（生活圏）等の除染の推進】

- ・原発事故由来の放射性物質による環境の汚染から、人の健康や生活環境に及ぼす環境を速やかに低減することを目的とした県内の面的除染は、帰還困難区域を除き、平成30年3月までに全て終了しています。
- ・市町村が除染を実施する汚染状況重点調査地域において、除染前後の空間線量率の平均値を比較すると、宅地42%、学校・公園は55%、森林は21%低減しており、面的除染による低減効果が確認されました。

◆除染により生じた除去土壌等の保管状況（再掲）

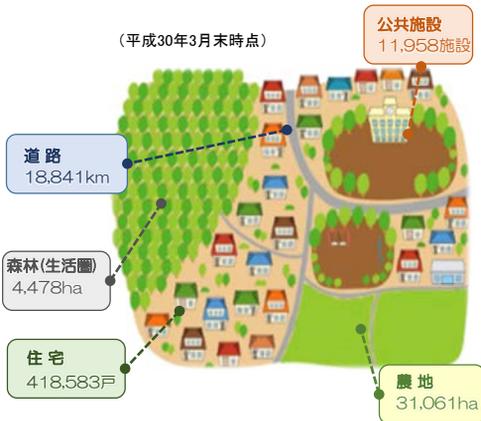
【出典：福島県復興・総合計画課 ふくしま復興のあゆみ第26版】

仮置場や現場保管されている除去土壌等は、順次、中間貯蔵施設に向け搬出され、保管物数は徐々に減少しています。



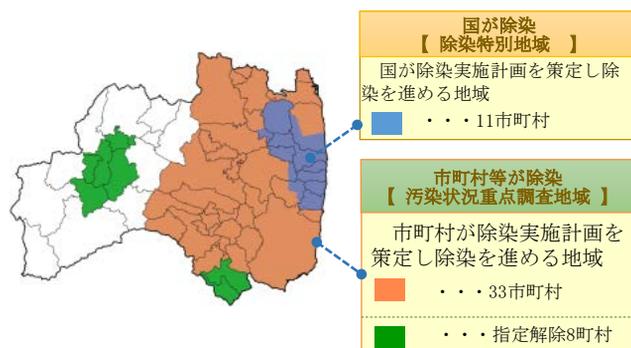
◆汚染状況重点調査地域の除染実績（再掲）

【出典：福島県復興・総合計画課 ふくしま復興のあゆみ第26版】



◆国と市町村の除染区域（再掲）

（平成31年3月末時点）【出典：福島県復興・総合計画課 ふくしま復興のあゆみ第26版】



◆除染特別地域の除染実績（再掲）

【出典：福島県除染対策課提供値】

（平成29年9月末時点）

住宅	23,267戸
道路	1,452ha
農地	8,700ha
森林（生活圏）	7,875ha

主な課題と今後の方向性

【生活圏、農用地、森林（生活圏）等の除染の推進】

- ・面的除染は終了したが、現在も仮置場等で除去土壌等を保管していることから、除去土壌等の早期搬出と搬出後の原状回復を着実に実施する必要がある。特に農地については営農再開に支障をきたすことのないよう適切な措置を講じる必要がある。
- ・放射線不安の解消、住民理解の促進を図る必要がある。

課題等

方向性

- ・県内の仮置場等に保管されている除去土壌等は、帰還困難区域を除き、2021年度までに中間貯蔵施設への搬入完了を目指している。
- ・帰還困難区域における特定復興再生拠点区域については、復興再生計画が認定された6町村において、認定から5年以内の避難指示解除を目指し除染を進めている。

(1) 復旧・復興・再生のための土地利用

必要な措置の概要

- 1 復旧・復興・再生の実現に向けた土地利用の推進
- (2) 原子力災害からの復旧・復興・再生
- (3) 県土全般の復旧・復興・再生
- 5 土地の有効利用の促進
- (5) 宅地の有効利用
- 6 地域整備施策の推進
- (3) 地域の活力の向上

主な施策

- ・ふくしま復興再生道路の整備
- ・企業立地・産業の集積（再生可能エネルギー関連産業の集積）

【ふくしま復興再生道路の整備】

・復旧・復興・再生に向けた土地利用の一環として、避難指示が発出された地域及びその周辺の復興と避難住民の帰還を加速させるため、「ふくしま復興再生道路」として、8路線を位置付け、2020年代初頭までの完成を目指して、整備を進めています。

◆「ふくしま復興再生道路」8路線(29工区)の整備状況

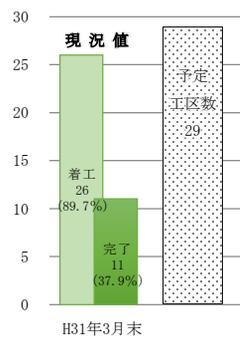
【出典：福島県土地・水調整課 土地利用に関する施策の現況と課題】

年度区分	23	24	25	26	27	28	29	30
完了箇所数	0	0	2	4	3	0	1	1
整備延長(km)	0	0	4.7	3.8	4.5	0	2.9	2.8

【施工例】 県道小野富岡線 吉間田工区 (平成27年3月24日開通)
 【出典：福島県復興・総合計画課 福島県復興計画(第3次)】



【出典：予定工区数は福島県復興・総合計画課 福島県復興計画(第3次) 現況値は土地・水調整課 土地利用に関する施策の現況と課題】



ふくしま復興再生道路(8路線)



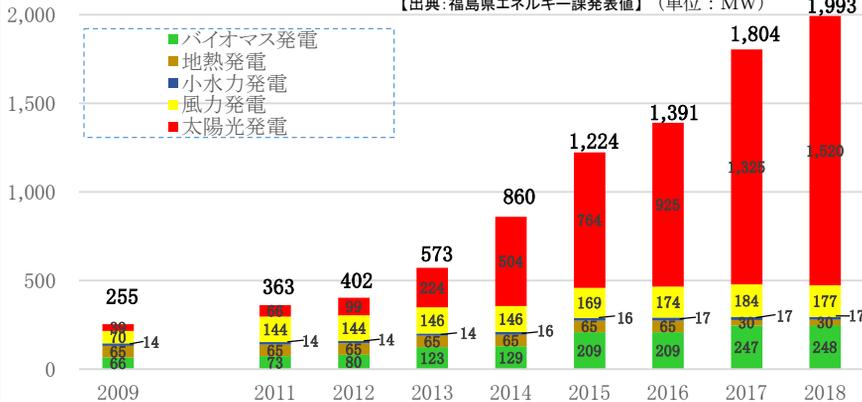
主な施策の取組状況等

【再生可能エネルギー関連産業の集積】

・再生可能エネルギーの導入拡大や技術開発・実用化を通じた関連産業の集積と省エネルギーを推進し、再生可能エネルギー先駆けの地の実現を目指しています。

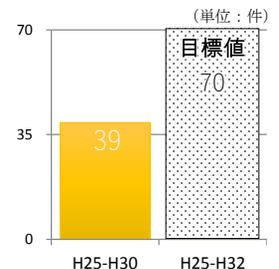
◆エネルギー種別導入実績(再掲)

【出典：福島県エネルギー課発表値】 (単位：MW)



◆再生可能エネルギー関連の工場立地件数

【出典：目標値は福島県復興・総合計画課 福島県復興計画(第3次) 現況値は土地・水調整課 土地利用に関する施策の現況と課題】



主な課題と今後の方向性

課題等

【ふくしま復興再生道路の整備】

・国へ福島復興再生特別措置法に基づく財源措置や一部事業の直轄権限代行を求める等、整備手法を含めて戦略的に整備を進めていく必要がある。

【再生可能エネルギー関連産業の集積】

・太陽光発電のほか、「風力発電」「小水力発電」「バイオマス発電」等をバランスよく普及させるとともに、関連産業の集積を推進するため、企業誘致等を積極的に進めていく必要がある。

方向性

・2020年代初頭までの完成を目指す。

・充実した支援制度により、再生可能エネルギー関連産業の集積を進める。
 ・再生可能エネルギー先駆けの地の実現を目指す。

(1) 復旧・復興・再生のための土地利用

必要な措置の概要

- 1 復旧・復興・再生の実現に向けた土地利用の推進
- (1) 津波災害からの復旧・復興・再生
- (2) 原子力災害からの復旧・復興・再生
- (3) 県土全般の復旧・復興・再生
- 6 地域整備施策の推進
- (3) 地域の活力の向上

主な施策

・生活基盤・産業インフラの整備

【生活基盤・産業インフラの整備】

- ・被災した公共土木施設の98%で復旧工事に着手しており、全体の94%が完了しています。
- ・被災した農地・農業用施設等は、89.2%で復旧工事に着手しており、全体の83.4%で完了しています。

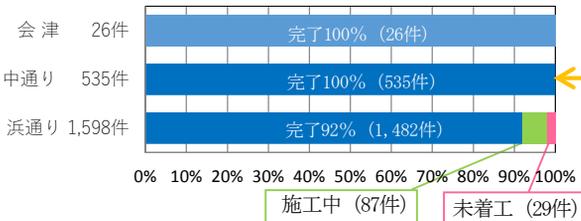
主な施策の取組状況等

◆工事箇所別進捗状況と地域別進捗状況（再掲）

【出典：福島県復興・総合計画課 ふくしま復興のあゆみ第26版】

【平成31年2月28日現在】

公共土木施設 災害復旧工事箇所	査定決定数 (箇所数)	着工件数		完了件数		完了見通し ※帰還困難 区域を除く
		着工率 (%)	完了率 (%)	完了率 (%)	完了率 (%)	
計	2,159	2,130	98%	2,043	94%	
河川・砂防	289	280	96%	258	89%	平成32年度
海岸	161	157	97%	134	83%	平成32年度
道路・橋梁	811	802	98%	792	97%	平成32年度
港湾	331	331	100%	331	100%	完了
漁港	470	463	98%	431	91%	平成32年度
下水	3	3	100%	3	100%	完了
公園・都市施設	5	5	100%	5	100%	完了
公営住宅	89	89	100%	89	100%	完了



【参考】避難指示区域等の進捗状況

避難指示解除準備区域及び居住制限区域では、既に災害査定が終了しています。
帰還困難区域では、国が行う除染などと調整を図りながら進めていく予定です。

◆農林水産業施設等の復旧状況（再掲）

【出典：福島県復興・総合計画課 ふくしま復興のあゆみ第26版】

	農地 (営農再開可能 面積の割合)	農業経営体 (経営再開状況)	漁業経営体 (操業再開状況)	農地・農業用 施設等の復旧工事	
①復旧対象	4,543ha	17,200経営体	740経営体	2,178地区	
	津波被災農地の 復旧予定面積	東日本大震災に よる被害のあった 経営体	東日本大震災に よる被害の あった経営体	復旧対象地区数	
②復旧・ 復興の状況	3,039ha	10,500経営体	564経営体	1,944 地区	1,818地区
	営農再開が 可能な農地面積	営農を再開した 経営体 ※一部再開含む	操業を再開した 経営体 ※試験操業含む	工事 着手	工事完了
進捗率 (②/① *100)	66.8%	61.0%	76.2%	着手 率 89.2%	完了率 83.4%
集計年月	平成31.3	平成26.3	平成30.12	平成31.3	

※農地の被害状況面積は、被災面積5,462haから転用済みの面積を除いたもの。

主な課題と今後の方向性

課題等

【生活基盤・産業インフラの整備】

- ・今後も津波被災地を中心に、復旧工事の早期完了と道路インフラ等の充実強化を図り、安全安心の確保に努める。

方向性

- ・帰還困難区域の海岸堤防等の復旧・復興については、特定復興拠点等の整備に合わせ、復旧・復興事業に取組んで行く。

(2) 土地需要の量的調整

必要な措置の概要

- 2 土地利用の転換の適正化
- 3 土地の有効利用の促進
- 3 土地の有効利用の促進
- (1) 農用地の有効利用
- (2) 森林の有効利用

主な施策

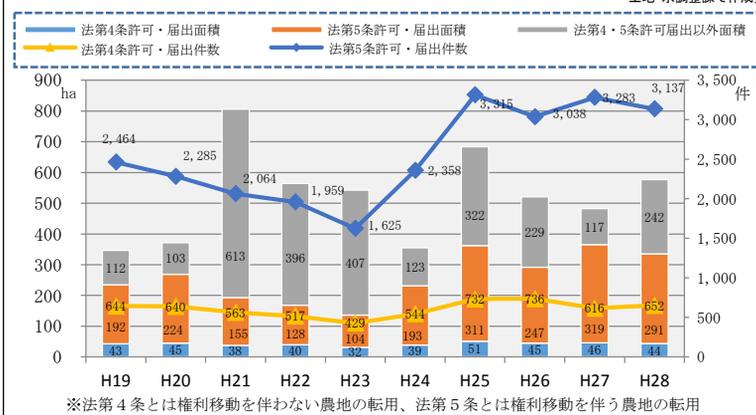
- ・農地転用許可・届出制度の的確な運用
- ・林地開発許可制度の適正な運用

【農地転用許可】

- ・農地転用面積は、平成23年度まで減少傾向にありましたが、平成24年度以降は震災復興関連の事業及び再生可能エネルギーの普及推進等により増加となっています。

◆農地転用許可(届出別)(再掲)

【出典：福島県土地・水調整課 土地利用の見通しデータより、土地・水調整課で作成】



【出典：福島県HP 土木部建築住宅課 四ツ倉団地(いわき市)の現場進捗状況】



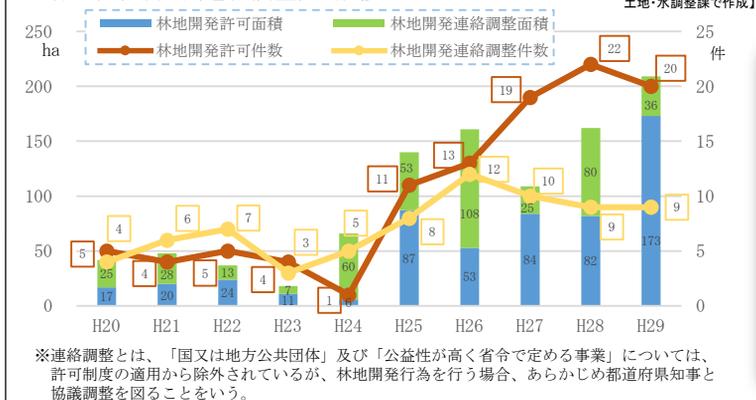
主要な施策の取組状況等

【林地開発許可】

- ・森林の開発面積は、平成23年度まで低水準で推移してきましたが、平成24年度以降は、再生可能エネルギーの利用促進に向けた各種施策や震災復興関連の事業の影響により、太陽光発電事業や土砂の採取に係る開発行為に伴い、増加傾向にあります。

◆林地開発許可(連絡調整)の推移

【出典：福島県土地・水調整課 土地利用の見通しデータより、土地・水調整課で作成】



【出典：Google マップ】



主な課題と今後の方向性

課題等

【農地転用許可】

- ・今後もこの傾向は続くものと予想されることから、農地転用制度を適正に運用し、農地の適切な利用を確保していく必要がある。

【林地開発許可】

- ・今後もこの傾向は続くものと予想されることから、林地開発許可制度を適正に運用し、森林の土地の適切な利用を確保していく必要がある。

方向性

- ・農地転用面積は震災復興関連の事業及び再生可能エネルギーの普及促進等による増加が見込まれる。

- ・森林開発面積は、再生可能エネルギーの利用促進に向けた各種施策や震災復興関連の事業により、今後も増加傾向が続くものと予想される。

(2) 土地需要の量的調整

必要な措置の概要

- 2 土地利用の転換の適正化
- 3 土地の有効利用の促進 - (5) 宅地の有効利用

主な施策

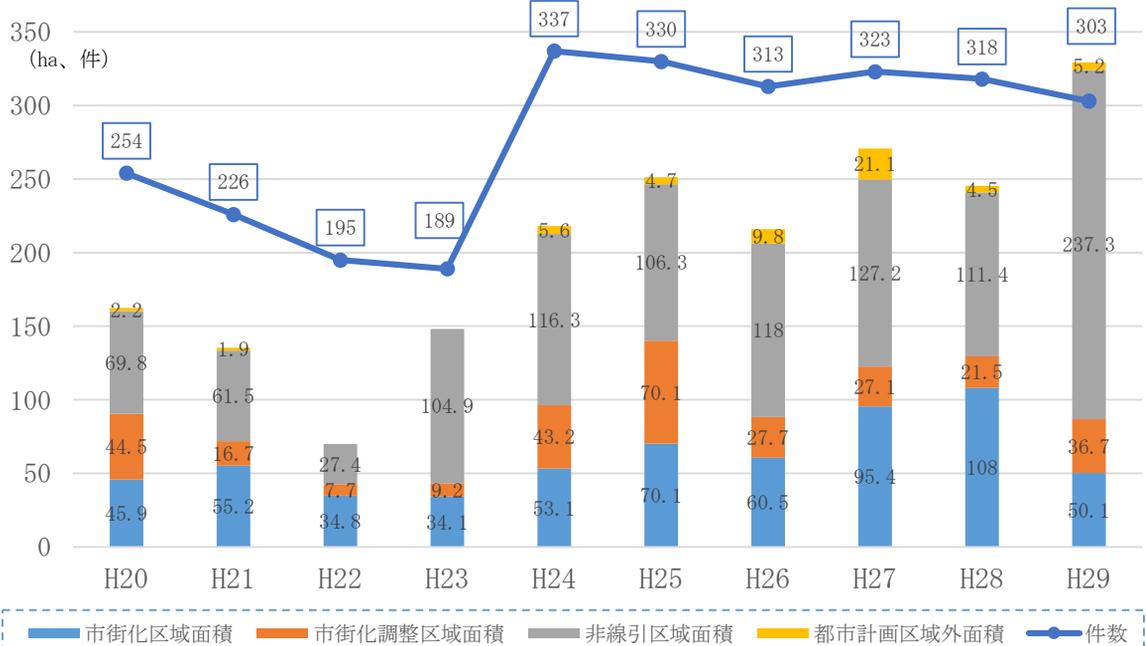
- ・都市計画法に基づく開発許可制度の適正な運用

【都市計画法に基づく開発許可制度の適正な運用】

- ・開発許可件数は、平成23年度まで減少傾向にありましたが、震災後の平成24年度以降は、復興需要等により、大きく増加しています。

主な施策の取組状況等

◆開発許可実績



区域	年度	20		21		22		23		24		25		26		27		28		29	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
市街化区域		125 (87)	45.9 (26.2)	113 (73)	55.2 (18.1)	83 (58)	34.8 (18.8)	87 (65)	34.1 (17.2)	112 (68)	53.1 (22.3)	165 (27)	70.1 (14.3)	137 (94)	60.5 (33.4)	149 (117)	95.4 (53.2)	140 (104)	108.0 (36.4)	126 (89)	50.1 (26.3)
市街化調整区域		94 (74)	44.5 (2.9)	95 (72)	16.7 (3.6)	88 (75)	7.7 (4.6)	80 (62)	9.2 (2.4)	147 (59)	43.2 (12.0)	109 (101)	70.1 (11.2)	101 (82)	27.7 (7.4)	107 (92)	27.1 (10.5)	117 (93)	21.5 (8.7)	104 (83)	36.7 (3.3)
非線引区域		33 (5)	69.8 (4.0)	17 (3)	61.5 (2.0)	24 (2)	27.4 (1.2)	22 (11)	104.9 (18.5)	75 (29)	116.3 (51.6)	54 (29)	106.3 (34.1)	71 (18)	118.0 (37.5)	64 (29)	127.2 (41.4)	58 (18)	111.4 (17.4)	71 (7)	237.3 (4.6)
都市計画区域外		2 (0)	2.2 (0)	1 (0)	1.9 (0)	0 (0)	0.0 (0)	0 (0)	0.0 (0)	3 (0)	5.6 (0)	2 (2)	4.7 (4.7)	4 (1)	9.8 (1.4)	3 (0)	21.1 (0)	3 (1)	4.5 (1.6)	2 (0)	5.2 (0)
合計		254 (166)	162.4 (33.1)	226 (148)	135.3 (23.7)	195 (135)	69.9 (24.6)	189 (138)	148.2 (38.1)	337 (156)	218.2 (85.9)	330 (159)	251.2 (64.3)	313 (195)	216.0 (79.7)	323 (238)	270.8 (105.1)	318 (216)	245.4 (64.1)	303 (179)	329.2 (34.3)

※件数・面積の()は内数で住宅建築目的のもの。中核市及び事務処理市許可分も含む。

主な課題と今後の方向性

課題等

【都市計画法に基づく開発許可制度の適正な運用】

- ・開発許可制度の運用に当たっては、良好な宅地水準の確保を図るとともに、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の制度趣旨を踏まえ、将来のまちづくりを展望した適正な土地利用について誘導する必要がある。

方向性

- ・開発許可件数は、復興需要の落ち着きや人口減少傾向から、緩やかに減少すると予想される。
- ・宅地等の誘導は、区域区分及び開発許可の適正な運用のほか、立地適正化計画の策定等により都市機能誘導・居住誘導を図っていく。
- ※立地適正化計画は、令和元年9月30日現在6市町で策定済。6市町村で策定中。その他は検討中である。

(3) 土地利用の質的向上 ① 災害に強い県土づくり

必要な措置の概要

- － 3 土地の有効利用の促進
- － 4 災害に強い県土づくり
- － (2) 森林の有効利用
- － (1) 災害に対する安全性を高める土地利用
- － (2) 農用地や森林の持つ機能の向上

主な施策

- ・ 砂防指定地等の指定
- ・ 治山事業の推進

【砂防指定地等の指定】

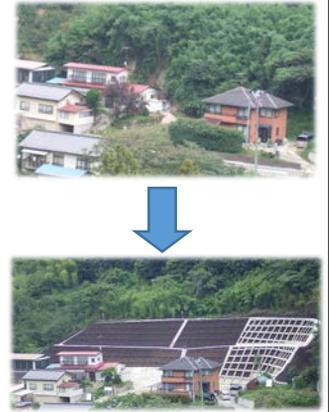
- ・ 砂防指定地等（砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）の指定箇所数は、平成20年度から平成29年度までの10年間で95箇所増加し、2,074箇所となっています。
- ・ ハード事業の推進により、土砂災害から保全される住宅戸数は、平成23年度から平成30年度までの8年間で916戸増加しました。

◆ 砂防指定地等の指定状況等 【出典：福島県砂防課提供値より土地・水調整課で作成】 ※累計値



【出典：福島県砂防課提供】

急傾斜地崩壊対策事業



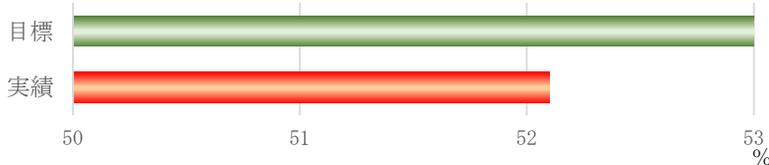
主な施策の取組状況等

【治山事業の推進】

- ・ 治山事業は山地災害の防止、水源かん養機能の充実、生活環境の向上を図り安全で住みよい県土づくりを推進するため、森林法及び地すべり等防止法に基づき実施しています。
- ・ 市町村からの要望に対して、平成25年度から30年度の6年間に68地区を新規着手したことにより、山地災害危険地区の着手率は、令和2年度末の目標値53.0%に対し、平成30年度末で52.1%を確保しました。

◆ 山地災害危険地区着手率

【出典：福島県森林保全課提供】



主な課題と今後の方向性

課題等

【砂防指定地等の指定】

- ・ 近年、局所的な豪雨の増加により全国各地で土砂災害が頻発しています。本県でもこれまで多くの土砂災害が発生していることから、県民の生命・財産を守り、安全・安心な生活環境を確保するためハード・ソフト両面の対策を推進していく必要がある。

【治山事業の推進】

- ・ 集中豪雨の発生等により山地災害が各地で発生。山地災害危険地区を新たに指定し着手する必要がある。

方向性

- ・ 土砂災害の発生状況に応じて、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定が必要な箇所において逐次、指定を行っていく。

- ・ 保全対象の重要性・緊急性を勘案し計画的に整備を進める。
- ・ 保安林外の山腹崩壊等は市町村営事業を活用するなど市町村と連携して整備を進める。

(3)土地利用の質的向上 ②循環と共生を重視した土地利用

必要な措置の概要

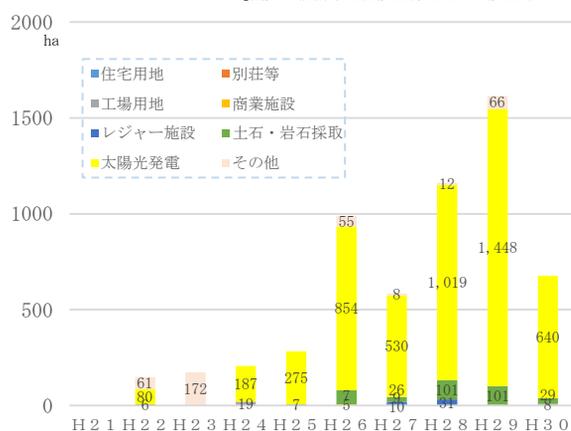
- 2 土地利用の転換の適正化
- 5 環境の保全と美しくゆとりある県土利用

- 主な
施策
- ・大規模土地利用事前指導
 - ・環境影響評価
 - ・自然環境保全地域の指定

【大規模土地利用事前指導】

- ・大規模な開発行為を計画した事業者に対して、福島県大規模土地利用事前指導要綱に基づく事前協議により、地域の諸条件を踏まえながら、関係法令等との総合調整を行ったうえで、必要な指導・教示を行っています。
- ・平成26年度以降、件数、面積とも急激に増加しています。増加の主な要因は太陽光発電施設となっています。

◆利用目的別の協議状況【出典：福島県企画調整部土地・水調整課まとめ】

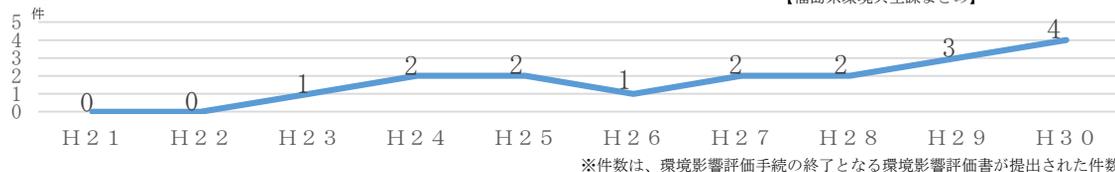


利用目的	住宅用地	別荘等	工場用地	商業施設	レジャー施設	土石・岩石採取	太陽光発電設備	その他	合計
21 件数									0
21 面積									0
22 件数							1	1	3
22 面積							6	80	147
23 件数								2	2
23 面積								172	172
24 件数			1				3		4
24 面積			19				187		206
25 件数						1	5		6
25 面積						7	275		282
26 件数				1			11	2	17
26 面積				5			854	55	989
27 件数	1				1		14	1	19
27 面積	10				9		530	8	583
28 件数					1		16	1	26
28 面積					31		1,019	12	1,163
29 件数						9	16	3	28
29 面積						101	1,448	66	1,615
30 件数			1				16		20
30 面積			8			29	640		677
計 件数	1	0	2	1	2	27	82	10	125
計 面積	10	0	27	5	40	345	5,033	374	5,834

【環境影響評価】

- ・環境影響評価書の提出件数は、毎年数件で、再生可能エネルギー関連の事業が増加しています。

◆環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価書の提出件数【福島県環境共生課まとめ】



【自然環境保全地域の指定】

- ・自然環境の保全を図るため、自然公園内においても自然環境が劣化している場合などは、必要に応じ進行を食い止める対策や植生復元を進めるなど人と自然の調和を図りつつ、ボランティア等による保全活動を進めています。

主な課題と今後の方向性

【大規模土地利用事前指導】

- ・大規模な土地利用の変更は、自然的、社会的な影響が大きいため、地域特性と調和した適正かつ合理的な土地利用を誘導する必要がある。

- ・制度の適正な運用を図っていく。

【環境影響評価】

- ・復旧・復興事業においては環境影響評価手続の迅速化を図るとともに、事業者が行う環境保全対策に地域等の声が十分反映できるようにする必要がある。

- ・環境の保全に配慮した事業の実施がなされるよう、環境影響評価制度の適正な運用を行う。

【自然環境保全地域の指定】

- ・優れた自然環境を有し、保全すべき地域については、適正な保全を図る必要がある。

- ・自然公園をはじめ自然環境保全地域等について、自然環境の保護を図りながら、自然体験・学習など自然とのふれあいの場としての利用を進めていく。

主な施策の取組状況等

課題等

方向性

(3)土地利用の質的向上 ③美しくゆとりある土地利用

必要な措置の概要

－ 5 環境の保全と美しくゆとりある県土利用

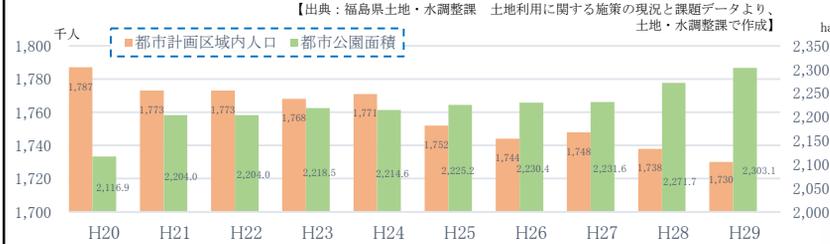
主な
施策

- ・都市公園の整備
- ・土地区画整理事業の推進

【都市公園の整備】

・本県では、平成30年3月末現在、13市18町3村において都市公園が設置されており、開設公園は1,170箇所、2,303ha、都市計画区域内の人口1人当たりの公園面積は13.31㎡となっている。これは、平成30年3月末の全国平均を上回っているものの、東北6県では最下位となっています。

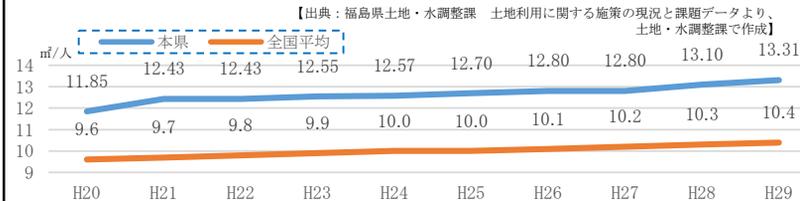
◆都市公園の整備実績（平成30年3月31日現在）



【出典：福島県土木部 ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン】



◆一人あたりの都市公園面積（平成30年3月31日現在）



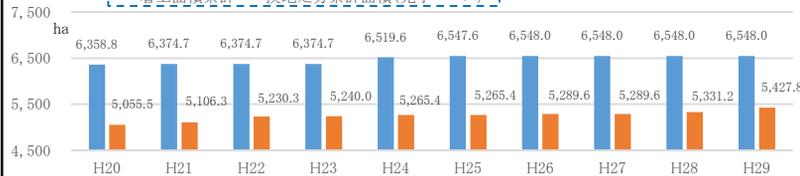
【土地区画整理事業の推進】

・土地区画整理事業は、新しい街づくり、既存市街地の再構築、住環境の整備手法として高く評価されていますが、事業の実施段階においては、権利者の合意形成の熟度をいかに高めるかが事業の成否を左右します。

・主な実施箇所

日和田地区（組合実施：郡山市） 伊賀河原地区（市施行：郡山市）
 勿来錦第一地区（市施行：いわき市） 会津田島駅周辺地区（町施行：南会津町）

◆土地区画整理事業実績



【出典：福島県土木部 ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン】



【いわき市 内郷東部第三地区】

◆都市計画法に基づく地区計画 決定地区数



主な課題と今後の方向性

課題等

【都市公園の整備】

・次の世代に引き継ぐべき資産として都市公園等を確保する必要がある。

【土地区画整理事業の推進】

・長期にわたる景気の低迷や少子高齢化等の社会情勢に伴い、厳しい経営状況に直面している組合施行土地区画整理事業も見受けられる。

方向性

・都市公園の確保を積極的に推進していく。

・今後、既存市街地について、防災・住環境の改善等の視点に基づき、都市再生型の整備が推進されると見込まれる。

(4)地域の活力を支える土地利用

必要な措置の概要

- 3 土地の有効利用の促進 — (5) 宅地の有効利用
- 6 地域整備施策の推進

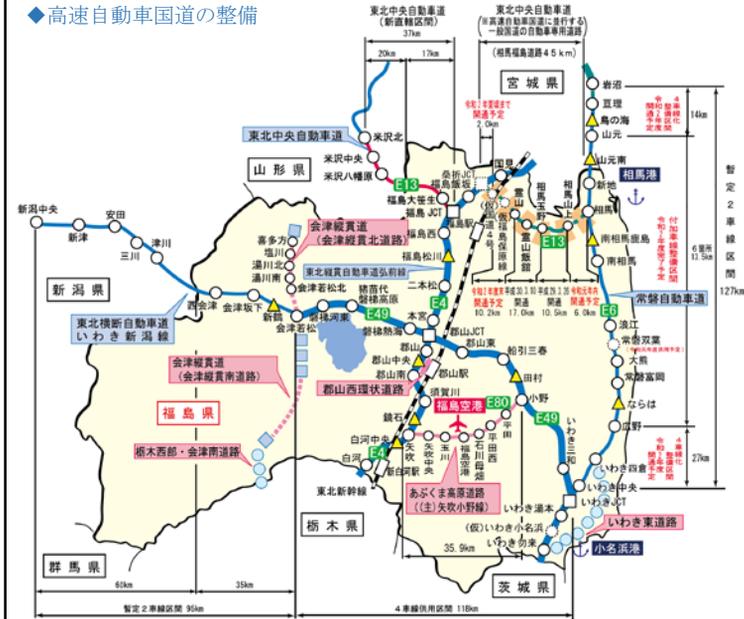
主な施策

- ・高速自動車国道等の整備
- ・企業立地・産業の集積

【高速自動車国道等の整備】

- ・平成22年度以降、常磐自動車道は、平成27年3月1日に128kmの全線開通済。東北中央自動車道は、「福島～米沢北間」が平成29年11月4日に供用が開始され、「相馬～福島間」は、相馬山上IC～霊山ICまでが平成30年3月10日に一部供用開始。会津縦貫北道路は会津若松北IC～喜多方ICまでが平成27年9月6日に一部供用が開始されています。

◆高速自動車国道の整備



【出典：福島県土木部道路計画課より提供】

凡例	高速自動車国道	地域高規格道路
	<ul style="list-style-type: none"> 供用区間 (東日本高速道路(株)) 整備計画区間 (東日本高速道路(株)) 供用区間 (新直轄区間) 整備計画区間 (新直轄区間) 基本計画区間 	<ul style="list-style-type: none"> 計画路線 整備区間 調査区間 その他区間

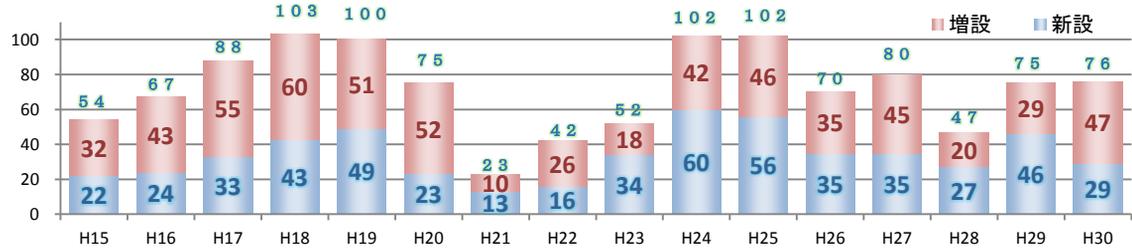


【出典：福島県道路計画課HP 相馬福島道路の整備】

【企業立地・産業の集積】

- ・県外からの新規立地や県内で新增設を行う企業への支援制度である「ふくしま産業復興企業立地補助金」等の効果により県内への工場等の新增設は活発な状況が続いており、今後とも本県復興の加速化のため、産業の更なる集積が必要となっています。

◆福島県内の工場[敷地面積1,000㎡以上]新・増設状況 ※県工業開発条例に基づく設置届出件数【出典：ふくしま復興のあゆみ第26版】



主な課題と今後の方向性

【高速自動車国道等の整備】

- ・常磐自動車道の4車線化や追加IC及びスマートICの早期整備、東北中央自動車道の早期整備、東北横断自動車道の早期4車線化が望まれる。

- ・全線の4車線化や追加IC及びスマートICの早期整備を図る。

【企業立地・産業の集積】

- ・本県産業の復興を更に加速させるため、産業の更なる集積が必要になっている。

- ・企業立地補助金や優遇税制などの優遇措置を活用し、産業の更なる集積を進めていく。

主な施策の取組状況等

課題等

方向性

(5) 県土利用の総合マネジメントの推進

必要な措置の概要

- － 3 土地の有効利用の促進
 - － (1) 農用地の有効利用
 - － (2) 森林の有効利用
 - － (6) 低未利用地の有効利用
 - － (7) 有効な土地利用への誘導
- － 7 県土利用の総合的マネジメントの推進

主な施策

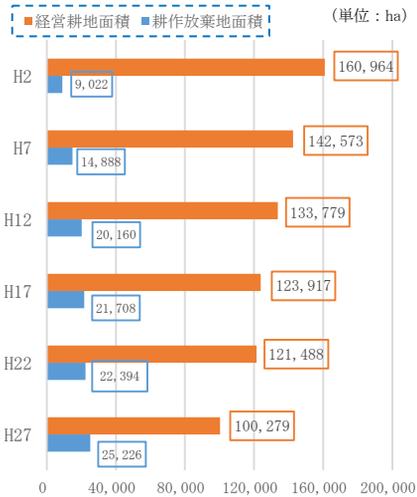
- ・農用地の有効利用・低未利用地の有効利用
- ・市町村計画の策定促進

【農地の有効利用・低未利用地の有効利用】

- ・本県における耕作放棄地は、農業従事者の高齢化・後継者不足、大規模経営体への経営耕地集積による小規模農家の離農等に伴い増加傾向にあり、平成27年時点で面積25,226ha、耕作放棄地率20.1%となっています。
- ・農業者の減少や高齢化が進む中、地域の話し合いに基づく「人・農地プラン」の作成・見直しにより合意形成が図られた地区等では、農地中間管理事業等により、農地の賃借が進んできました。

◆耕作放棄地の推移

【出典：福島県土地・水調整課 土地利用に関する施策の現況と課題データより、土地・水調整課で作成】



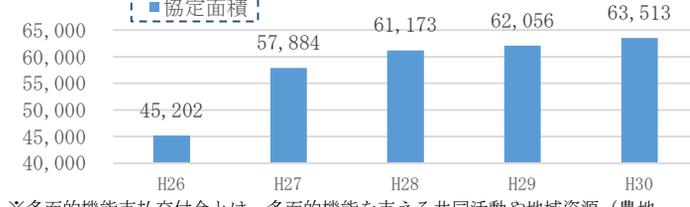
◆農地中間管理事業の利用状況

【出典：福島県農業担い手課提供値より土地・水調整課で作成】 (単位：ha)



◆多面的機能支払交付金の活用実績

【出典：福島県農村振興課提供値より土地・水調整課で作成】



※多面的機能支払交付金とは、多面的機能を支える共同活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援するための交付金。

【市町村計画の策定促進】

- ・県では、国土利用計画（市町村計画）策定の手引（平成26年4月）を作成し、担当者会議で説明するなど、市町村における国土利用計画の策定を支援しています。
- ・市町村計画の策定状況
計画策定済：51市町村（11市28町12村）
うち目標年次を経過している市町村：32市町村

主な課題と今後の方向性

課題等

【農地の有効利用・低未利用地の有効利用】

- ・農業者の減少や高齢化により担い手不足が進行している。
- ・本県の耕作放棄地は、依然として増加しており、発生を抑える必要がある。

方向性

- ・担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地の利用集積や生産基盤の整備を進める。

【市町村計画の策定促進】

- ・計画未策定や目標年次を経過している市町村における計画の策定。

- ・引き続き、市町村担当者会議等で計画策定の意義や策定方法等について説明を行い、計画策定を支援する。

5 第5次計画点検のまとめ

(1) 県土利用の状況について

① 復旧・復興・再生のための土地利用

- 総合的な防災力が向上したまちづくりを目指して、津波被災市町が実施する防災集団移転や土地区画整理事業等一体となって、“多重防御”の考え方により、海岸堤防の嵩上げや防災緑地、道路等の整備を進めており、平成31年2月末までに、被災した土木施設の98%で復旧工事に着手し、全体の94%で完了しました。

引き続き、各事業の早期完成に向けた取組を進め、津波被害に強い安全で安心なまちづくりに努める必要があります。

- 原子力災害に伴う面的除染は帰還困難区域を除いて完了しましたが、特定復興再生拠点区域の除染を早期に実施することや、仮置き場等の除去土壌等の中間貯蔵施設への早期搬出による現状回復を進める必要があります。

また、住民の帰還により、従前の土地利用がなされるよう、放射線に関する正しい知識を県内外に情報発信し、放射線に対する不安解消の促進をすることが、引き続き求められています。

- 再生可能エネルギーの導入拡大や技術開発・実用化を通じた関連産業の集積と省エネルギーを推進し、再生可能エネルギー先駆けの地の実現を目指しています。

引き続き、太陽光発電のほか、「風力発電」、「小水力発電」、「バイオマス発電」等をバランスよく普及させるとともに、関連産業の集積を推進するため、企業誘致等を更に進めていく必要があります。

② 土地需要の量的調整

- 農地転用面積は、平成23年度まで減少傾向にありましたが、平成24年度以降は震災復興関連の事業及び再生可能エネルギーの普及推進等により増加となっています。

この傾向は、今後も継続するものと予想されることから、増加が見込まれることから、農地転用許可制度を適正に運用し、農地の適切な利用を確保していく必要があります。

- 森林の開発面積は、平成23年度まで低水準で推移してきましたが、平成24年度以降は、福島県再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業費補助金など再生可能エネルギーの利用促進に向けた施策による太陽光発電事業や、震災復興

関連事業の実施による土砂の採取に係る開発行為に伴い、増加傾向にあります。

この傾向は、今後も継続するものと予想されることから、林地開発許可制度を適正に運用し、林地の適切な利用を確保していく必要があります。

- 都市計画法に基づく開発許可件数は、平成23年度まで減少傾向にありましたが、東日本大震災後の平成24年度以降は、震災復興関連事業等により大きく増加しています。

今後は、震災復興関連事業が落ち着くこと及び人口減少傾向から、緩やかに減少すると予想されますが、引き続き、将来を展望した低未利用地の有効利用や既成市街地の空洞化の解消につながるような土地利用を誘導する必要があります。

③ 土地利用の質的向上

- 近年、集中豪雨が多発する傾向にあり、全国各地でこれまで経験したことのない降雨による災害が発生していることから、災害に対する安全性を確保し、県民の生命・財産を守るための対策が求められています。

このため、河川改修事業においては、市街地河川の重点整備と、適正な土地利用等に役立つ浸水想定区域図の作成・公表といった「ハード整備」と「ソフト対策」が一体となった防災・減災対策を推進していく必要があります。

また、土砂災害対策についても、砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域等におけるハード整備だけでなく、土砂災害等警戒区域等の指定等のソフト対策も推進し、「ハード整備」と「ソフト対策」の両面から総合的な対策を推進していく必要があります。

- 大規模な開発行為等については、平成26年度以降、太陽光発電施設の開発等により増加しています。今後とも、自然と調和した適切な土地利用へ誘導するため、環境影響評価や大規模土地利用事前指導等を通じて、制度の適切な運用を図り、総合的な土地利用調整を行うことが求められています。

- 都市公園等は、災害に対する都市の安全確保、活力ある長寿社会の形成、自然とのふれあい、広域的レクリエーション活動、創造的文化活動、コミュニティの形成等の役割を担っており、平成30年3月末現在、都市計画区域内の人口1人当たりの公園面積は、全国平均を上回っています。地域住民の生活の質の向上や地域の活性化を図るため、引き続き、都市公園の整備を進めていく必要があります。

④ 地域の活力を支える土地利用

- 「ふくしま道づくりプラン（平成25年3月）」において、基本目標「ともに育む、たしかな未来への道づくり」のもと、活力、安全、管理、暮らし、環境の5つの柱と①広域的な連携・交流を支える県土の活力を高める道づくりや、②地域間の連携・交流を支える地域力を高める道づくりなど8つの施策を示しています。

平成 22 年度以降、平成 27 年 3 月の常磐自動車道の全線開通を始めとして、東北中央自動車道の整備が進むなど、各施策を実現する具体的な取組みを実施しています。地域間の連携・交流を進める道路整備はもとより、生活に身近な道路の整備を進めるとともに、施設の適正な維持管理や長寿命化対策を進める必要があります。

- 企業立地に関しては、県内に工場等を新設又は増設する企業を支援する「ふくしま産業復興企業立地補助金」等の効果により、県内への工場等の新増設は、活発な状況が続いています。

本県の産業の復興をさらに加速させるとともに、地域活力の向上を図るため、産業の更なる集積が必要になっています。

⑤ 県土利用の総合的マネジメントの推進

- 県土利用の調整に当たっては、多様な主体が課題を共有し、土地利用のあり方を検討する必要がありますが、地域の土地利用の基本となる市町村計画の策定に際しては、住民参加の手法を取り入れることや、地域の取り組み事例などの情報の共有を行うなどにより、地域の実情に合った計画の策定と運用を行っていく必要があります。

市町村国土利用計画は、全国計画、県計画と併せて国土利用計画の体系を構成しているものです。市町村計画は、県内 59 市町村のうち 51 市町村で策定されていますが、目標年次を経過しているものも 32 市町村あります。県では、市町村計画策定の手引きを作成し、情報提供や市町村担当者会議等において説明するなど、市町村における国土利用計画の策定の支援を行っていますが、引き続き、支援して行きます。

- 農業者の減少や高齢化が進む中、地域の話し合いに基づく「人・農地プラン」の作成・見直しにより合意形成が図られた地区等では、農地中間管理事業等により農地の賃借が進んできていますが、耕作放棄地は、農業従事者の高齢化・後継者不足等から増加傾向にあります。

引き続き、担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地の利用集積や生産基盤の整備を進めるほか、農地への復元が困難な耕作放棄地については、農山村の健全な発展と調和を図りつつ、林地への転換や再生可能エネルギー発電設備の整備など、農業以外の利活用を検討していく必要があります。

- 近年、農山漁村においては、高齢化等による担い手不足を背景とした集落機能低下や耕作放棄地等の増加が、また、都市においては、空き地や空き家が増加するなど、土地の管理水準の低下が懸念されています。

このため、適切な県土利用を進めるに当たっては、これまでのように土地の所有者のみならず、県や市町村などの公的主体を含めた多様な主体が土地利用に関心を持ち、その管理を担っていくことが重要になっています。

(2) 点検のまとめ

① 復興に向けた土地利用について

令和2年度は復興・創生期間の最終年度となりますが、県政世論調査においては、土地利用上の重点事項について、東日本大震災と原子力災害などからの復旧・復興・再生に向けた土地利用を進めることに重点を置くべきであると回答した人の割合が、県全体で約2割を占めています。

総合的な防災力が向上したまちづくりを目指して、津波被災市町が実施する防災集団移転や区画整理事業等一体となって、“多重防御”の考え方により、海岸堤防の嵩上げや防災緑地、道路等の整備が進んでいますが、引き続き、各事業の早期完成に向けた取組を進める必要があります。

また、原子力災害に伴う面的除染は帰還困難区域を除いて完了しましたが、引き続き、特定復興再生拠点区域の除染を早期に実施することや、仮置き場等の除去土壌等の中間貯蔵施設への早期搬出による現状回復と、放射線不安の解消の促進などが課題となっています。

このため、復興の進捗状況を踏まえ、豊かな生活や生産が展開される場としての県土の魅力を高め、より良い状態で次世代へ引き継いでいくことができるよう、計画的な土地利用を推進していく必要があります。

② 人口減少社会における土地利用について

人口減少社会における土地利用についての課題として、多くの市町村がアンケートにおいて、市街地における低未利用地や空き家の増加、耕作放棄地の増加や森林整備の遅れを上げている外、県政世論調査においても、同様の回答をした人の割合が50%を占めており、前回、平成21年調査時より割合が増加しています。

また、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、地域コミュニティの維持が困難な状況も生じており、土地の遊休化、荒廃化、低未利用地や空き家の増加が深刻化する懸念があることから、土地の有効利用や管理水準を維持していく取組を一層進めていく必要があります。

土地利用の転換については、引き続き、土地の不可逆性や多面的機能に配慮しつつ、人の営みと自然の営みが調和した土地利用へ誘導していく必要があります。

さらに、活力ある県土づくりに向け、「ふくしま道づくりプラン」等に基づき、地域間の連携・交流を支え地域力を高める道路網の整備等を引き続き促進する必要があります。

また、企業立地についても、「ふくしま産業復興企業立地補助金」等の効果により、県内への工場等の新增設は、活発な状況が続いていますが、本県産業の復興をさらに加速させるとともに、地域活力の向上を図るため、産業の更なる集積が必要となっています。

③ 深刻化する自然災害等に対する土地利用について

地球温暖化等を背景とした異常気象による局地的な集中豪雨等により、自然災害の発生が深刻化していることから、県土の安全性の確保の必要性について多くの市町村が課題として上げているほか、県政世論調査においても、浸水やがけ崩れなどの災害のおそれについての回答割合が増加しています。

このため、防災や減災対策の強化など、県土の安全性を高める土地利用の推進が求められています。

また、低炭素型社会の実現に向け、自然と調和し、環境負荷の低減を重視した再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、景観や自然環境への配慮、防災対策の観点から、適正かつ有効な土地利用を行う必要があります。